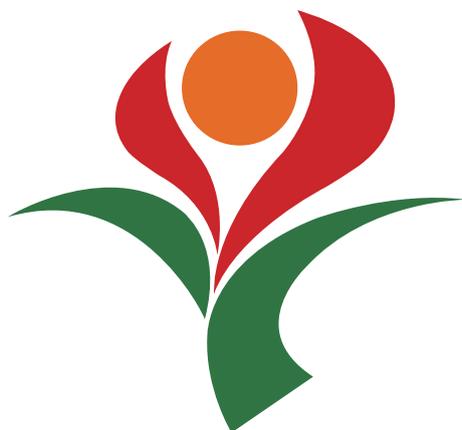


曾於市教育振興基本計画

前期計画（令和2年度～令和6年度）



令和2年3月

曾於市教育委員会

曾於市民憲章

わたくしたち曾於市民は 先人から受け継いだ
貴重な遺産や豊かな自然の恵みに感謝し 市民
一人ひとりが生命の鼓動を感じるまちを目指して
ここに市民憲章を定めます

一 わたくしたちは 活力に満ちた
元気をまちにします

一 わたくしたちは こころ豊かな
学びあいのまちにします

一 わたくしたちは ゆめ広がり
心はずむまちにします

一 わたくしたちは たがい思いやる
優しいまちにします

曾於市市章



緑豊かなまち、咲き誇る美しい花々、豊かな実り、曾於市の風景をそのままに「そ」をモチーフに花の形でデザインし、曾於市民が地域の中で協働・共生し融和を育むとともに「豊かな自然の中で生命の鼓動を感じるまち」として発展していく姿をあらわしています。

曾於市の花「つつじ」



つつじはツツジ科、ツツジ属植物の総称で、漢字では「躑躅」と書き、常緑性のものと落葉性のものがあります。花色は紅・淡紅・濃赤・紫・白のほか混色や咲き分けなど変化に富み、日本には数多くの種類がありますが、南九州で見られる代表的なものとしては、クルマツツジ、ミツバツツジ（イワツツジ）、サツキなどがあります。

ツツジ類は一般に性質が強健で病害虫に強く育てやすいため、各家庭の庭先や鉢植えなどのほか、公園や道路の植栽として市内の随所で見受けられ、長期間にわたっていろいろな色の花が楽しめます。

このように、市民に親しまれている「つつじ」を曾於市の市花として制定しました。

曾於市の木「さくら」



さくらはバラ科、サクラ亜科、サクラ属の落葉高木または低木の樹木で、日本の花の代表として海外にも知られています。日本には数多くの種類がありますが、南九州で見られる代表的なものとしては、ソメイヨシノ、ヤマザクラ、ヤエザクラなどがあります。

曾於市内には、大隅・弥五郎伝説の里、末吉・千本桜の森、財部・山桜の並木など桜の名所のほか市内各地でも植えられており、春には美しい花が市民の目を楽しませてくれます。

このように、市民にも馴染み深く、日本古来の木である「さくら」を曾於市の市木として制定しました。

目次

第1編 序論

- 1 計画策定の趣旨..... 3
- 2 計画の性格..... 3
- 3 計画の期間及び構成..... 4

第2編 総論

第1章 教育を取り巻く社会の変化..... 7

- 1 教育をめぐる社会変化..... 7
 - (1) 人口減少と少子高齢化の進行..... 7
 - (2) 国際化の進展..... 7
 - (3) 知識基盤社会への移行..... 7
 - (4) 地球規模での環境問題への取組の新たな展開..... 8
 - (5) 価値観やライフスタイルの多様化..... 8
 - (6) 地域コミュニティの衰退..... 8
 - (7) 地方分権の進展..... 8

第2章 国や県の動向..... 9

- 1 国の動向..... 9
 - (1) 新教育委員会制度への移行（平成27年4月）..... 9
 - (2) 学習指導要領の改訂..... 9
 - (3) 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定（平成29年12月）..... 9
 - (4) 第3期教育振興基本計画の策定（平成30年6月）..... 9
 - (5) 学校における働き方改革推進本部の設置（平成31年1月）..... 10
- 2 県の動向..... 10
 - (1) 基本理念と教育の取組における視点..... 10
 - (2) 教育施策の方向性..... 10

第3章 本市における教育の主要課題..... 11

- 1 学校教育の充実..... 11
 - (1) 児童生徒の減少と学校規模..... 11
 - (2) 学力の向上..... 12
 - (3) いじめ、不登校..... 12
 - (4) 豊かな心の育成..... 13
 - (5) 特別支援学級..... 13
 - (6) キャリア教育..... 14
 - (7) 体力・運動能力の向上..... 14
 - (8) 安全・安心な教育環境の整備..... 15
 - (9) 家庭・地域の教育力の向上..... 17

(10) 小学校への接続の強化.....	17
2 生涯学習活動の充実.....	18
(1) 生涯学習の振興.....	18
(2) 生涯学習施設の活用と整備.....	18
3 芸術文化活動及び文化財保護の充実.....	19
(1) 芸術文化活動の充実.....	19
(2) 文化財の保護と活用.....	19
4 スポーツ活動の充実.....	20
(1) 生涯スポーツの振興.....	20
(2) 社会体育施設の活用と整備.....	20
第4章 基本目標と基本理念.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本目標（目指す姿）.....	21
第3編 各論	
第1章 今後10年間に取り組む施策.....	25
1 本市教育の取組における視点.....	25
(1) 社会情勢の変化に対応した教育の展開及び人材の育成.....	25
(2) 学校・家庭・地域等の連携，協働の推進と活力あるコミュニティの形成.....	25
(3) 自ら学ぶ意欲にあふれた生涯学習社会の実現.....	25
(4) 郷土の文化と伝統を尊重する教育の推進.....	25
2 本市教育施策の方向性.....	25
(1) 確かな学力を身に付け，自立する力を育む教育の推進.....	25
(2) 豊かな心を育み，健やかな身体と体力の増進.....	25
(3) 学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の実現.....	26
(4) 地域全体で取り組む教育の推進.....	26
(5) とともに学び触れ合い，夢実現を可能にする生涯学習の推進.....	26
(6) 郷土の伝統・文化の伝承と芸術文化活動の充実.....	26
(7) 健康で活力あふれた生涯スポーツの推進.....	26
第2章 具体的施策の展開.....	27
1 確かな学力を身に付け，自立する力を育む教育の推進.....	27
(1) 確かな学力の定着.....	27
(2) 外国語教育の充実.....	28
(3) 特別支援教育の充実.....	29
(4) 複式・少人数学級，小規模校教育の充実.....	29
(5) キャリア教育の推進.....	30
(6) ICT教育の推進.....	31
(7) 幼保こ小中高連携の強化.....	32

(8) 大学との連携強化.....	33
(9) 社会の変化に対応した教育の推進.....	34
2 豊かな心を育み、健やかな身体と体力の増進.....	35
(1) 道徳教育の充実.....	35
(2) 生徒指導の充実.....	36
(3) 人権教育の充実.....	37
(4) 郷土教育・体験活動の推進.....	37
(5) 読書活動の推進.....	38
(6) 安全でおいしい給食の提供と食育の推進.....	39
(7) 体力・運動能力の向上.....	40
(8) 健康教育（学校保健）の充実.....	41
3 学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の整備.....	42
(1) 社会に開かれた学校づくりの推進.....	42
(2) 学校運営の充実.....	42
(3) 教職員の資質向上.....	43
(4) 各種補助金・育英奨学金制度の充実.....	44
(5) 安全・安心な学校施設の整備.....	44
(6) 曾於高等学校の支援.....	45
4 地域全体で取り組む教育の推進.....	46
(1) 地域の教育力の向上.....	46
(2) 家庭の教育力の向上.....	47
(3) 夢実現にチャレンジする青少年の育成.....	47
5 ともに学び触れ合い、自己実現を可能にする生涯学習の推進.....	48
(1) 生涯学習機会の拡充.....	48
(2) 生涯学習団体の育成と連携強化.....	49
(3) 「読書のまち」の推進.....	49
6 郷土の伝統・文化の伝承と地域に根ざした芸術文化活動の充実.....	50
(1) 未来に伝える文化財の保存と活用.....	50
(2) 伝統芸能の保存と継承.....	50
(3) 芸術文化活動の促進と支援.....	51
(4) 特色ある文化活動の充実・推進.....	51
7 健康で活力あふれた生涯スポーツの推進.....	52
(1) スポーツイベントの推進.....	52
(2) スポーツ団体の育成支援と競技スポーツの振興.....	52

第4編 事業計画

第1章 事業計画の趣旨.....	55
1 事業計画策定の趣旨.....	55

2 事業計画の期間.....	55
第2章 前期事業計画の内容.....	56

第5編 曾於市の教育施策の実現に向けて

1 教育委員会の活性化.....	65
(1) 委員会運営の充実.....	65
(2) 委員活動・研修活動の充実.....	65
(3) 教育委員会活動に係る自己点検・評価の実施.....	65
(4) 事務局機能の充実.....	65
2 教育行政の透明性の確保と情報発信.....	66
(1) 教育委員会の会議の公開.....	66
(2) 事務事業に係る自己評価・外部評価の実施と公表.....	66
(3) 広報活動の充実.....	66
(4) 教育行政相談の充実.....	66
3 市民参加による計画の推進.....	66
4 市長部局との連携と教育予算の充実.....	66
5 計画の進行管理.....	67

資料編

曾於市教育振興審議会設置要綱.....	71
曾於市教育振興審議会委員名簿.....	73
曾於市教育振興基本計画（前期）の策定経過.....	74
曾於市立小・中学校児童生徒数の推移.....	75
曾於市立小・中学校学級数の推移.....	76
用語解説.....	77

第1編 序論

※このページは白紙です

第1編 序論

1 計画策定の趣旨

平成18年12月22日に学校教育法が改正され、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について計画を定めることとされました。

これに伴い、国は平成20年7月1日に教育振興基本計画を、平成25年6月14日に第2期教育振興基本計画を、平成30年6月15日に第3期教育振興基本計画を策定しました。

また、地方公共団体において、同法の規定により国が定めた計画を参酌し、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされたことに伴い、鹿児島県(以下、県という。)は平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を、平成26年2月に第2期計画を、さらに平成30年2月に第3期計画を策定しました。

本市においては、教育基本法の理念に基づき、国や県の教育振興基本計画を参酌し、曾於市総合振興計画との整合を図りながら、教育の振興のための施策に関する基本計画として平成26年度に曾於市教育振興基本計画(後期計画)を策定し、様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、超スマート社会(Society5.0)¹の実現に向けた動きや、働き方改革の推進など、社会の変化が加速度を増す中で、未来の曾於市を支え、創造する子どもたち一人一人を健やかに育てていくためには、これまでの取組状況、現状と課題を踏まえ、学校・家庭・地域・企業等がさらに連携して、新たな時代に対応した取組を進めていくことが必要不可欠です。

計画期間が令和元年度(平成31年度)をもって終了することから、新たに令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする「曾於市教育振興基本計画(以下、本計画という。)」を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本市の教育行政推進の基本となるものです。
- (2) 本計画における施策は、本市のまちづくりの根幹である曾於市総合振興計画や他の分野別基本計画(地域福祉計画、老人福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、環境基本計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進基本計画、生涯学習推進計画等)との整合性を図りながら推進するものです。
- (3) 本計画は、行政推進の過程において、学習指導要領²の改訂等の国の動向、社会情勢等の変化、学校の実態等社会情勢の変化に対応して、弾力的に運用するものです。
- (4) 本計画は、この計画で示す方向や施策について、市民の理解、協力及び積極的な参加を求めるものです。

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

¹ 「Society5.0」とは、日本政府による科学技術政策の基本指針のひとつで、科学技術基本法に基づき、2016年から5年ごとに改定されている「第5期科学技術基本計画」で登場したキャッチフレーズ。内閣府によると「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と定義される。

² 文部科学省が学校教育法施行規則に基づいて告示する、小・中・高等学校などが編成する教育課程の基準。それぞれの学校で行われる教科の指導内容について、詳細に定めている。およそ10年ごとに刷新され、現行のものと対比させて新指導要領と呼ばれる。

3 計画の期間及び構成

- (1) 本計画の期間は、令和2年度を初年度に、令和11年度を目標年次とする10年間とします。

図表：計画の期間

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
		第2次曾於市総合振興計画 (前期計画)					第2次曾於市総合振興計画 (後期計画)					次期計画 →
	見直し	曾於市教育振興基本計画 (前期計画)					曾於市教育振興基本計画 (後期計画)					

- (2) 本計画は、序論、総論、各論及び事業計画で構成します。
 このうち事業計画は、令和2年度から令和6年度までの前期5か年とし、基本目標に基づいて各部門別に具体的な事業計画を明らかにするものです。
 令和7年度以降の後期事業計画については、前期事業計画の進捗状況や学習指導要領の改定等の国の動向、社会情勢等の変化、学校の実態を踏まえ、改めて策定するものとします。

第2編

総論

※このページは白紙です

第2編 総論

第1章 教育を取り巻く社会の変化

1 教育をめぐる社会変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

全国的に、人口減少、少子高齢化³や核家族⁴化が進行し、労働力人口の減少に伴う経済活力や地域活力の減退が懸念されています。

本市の人口は、国勢調査によると平成2年の47,492人から平成27年には36,557人となり、この25年間で約11,000人減少しています。65歳以上の人口割合は37.5%（国26.6%、県29.4%）、15歳未満の人口割合は11.1%（国12.6%、県13.5%）となっています。

少子高齢化は全国的なものとはいえ、本市においてはその傾向が一段と顕著になっています。平成30年度末現在、市内481自治会のうち227自治会、47.2%が限界集落⁵であり、中学生以下の子どもが1人もいない自治会が189自治会、39.3%を占めています。また、市内の学校においても、児童生徒の著しい減少に伴い、小規模校、過小規模校が増加し、10人に満たない小規模学級や複式学級が発生するなど小学校の小規模化が急激に進行しています。

急激な少子化は、子ども同士の交流不足など、社会性を培う場、機会を少なくしているため、子ども同士で切磋琢磨できる教育環境を確保することが課題となっています。また、超高齢社会にあって、高齢者の学習・文化・スポーツ活動の機会を充実させるとともに、長年培ってきた高齢者の豊かな知識や経験を地域社会の様々な場で生かすことが求められます。また、教育活動においても、地域の人材である高齢者の教育力を有効活用し、地域ぐるみで教育を再生することが期待されます。

(2) 国際化の進展

インターネットをはじめとする情報技術の飛躍的な進歩や高速交通網の広域化・発展により、時間や空間に制約されてきた地方の地理的条件は大きく変貌し、地球規模での様々なネットワークが形成されています。

これにより、産業、文化、社会貢献などあらゆる分野で世界的な視野で交流し、活動することが求められる時代となり、国際社会で活躍する人材の育成が課題であるといえます。

(3) 知識基盤社会への移行

人、物、情報等の行き来が飛躍的に活発化する中、「知識」が社会経済を動かす基盤となる「知識基盤社会」への移行が進んでいます。

情報化の急速な進展により、インターネットや携帯電話・スマートフォン等を通じたコミュニケーションが進み、様々な情報を享受できるようになる一方で、情報モラル⁶をめぐる問題、人間関係の希薄化、実体験の不足、活字離れによる想像力や論理的に考える力を弱めるといった問題も明らかになってきています。

このため、あらゆる世代において、技術の変化に柔軟に対応する力（情報の活用・処理・発信能力）と併せて、高度情報化に流されない、人間として備えるべき基本的な倫理観・情報モラルを育成し、自ら考え行動できる力を養うことが求められています。

³ 出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

⁴ ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位とされる。

⁵ 65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭や田んぼ・生活道路の管理など、社会的な共同生活の維持が困難な状況にある集落のこと。機能を失った集落は消滅に向かうとされる。

⁶ 情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。情報倫理。

学校教育においても、豊かな人間性と創造性を備え、高度情報化に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を有する人材を育成するためにICT教育⁷のさらなる充実が必要になっています。

(4) 地球規模での環境問題への取組の新たな展開

我が国の経済発展を支えてきた大量生産、大量消費型の経済システムは、日常生活の利便性、快適性を飛躍的に高めました。エネルギー消費量の増大による地球温暖化、オゾン層の破壊、生態系の変化といった地球規模での深刻な環境問題を引き起こしています。

このため、環境への負荷が少なく、環境と調和した循環型社会への転換を目指して自然環境を保全するとともに、ごみの減量や資源のリサイクル、省エネルギーへの取組など環境教育を進めることが必要となっています。

(5) 価値観やライフスタイルの多様化

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図って生活の質を大切にする意識や、従来の男女の役割分担意識にとらわれない考え方、ボランティア活動や社会貢献などを通じた社会参加の意識の広がりなど、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。

また、近年は、NPO⁸法人をはじめとする多様な活動主体が登場し、様々な分野で新しい連携によるまちづくりが行われています。さらに、個人や団体による社会貢献活動や地域連携活動も広がりつつあります。

こうした価値観の多様化や個性化などにより、ライフスタイルも精神的なゆとりや生きがいにより重視される方向に、一層変化していくものと考えられます。

このため、住民やNPO法人、ボランティア、企業など多様な担い手と行政が果たすべき役割と責任を認識し、協力し合う共生・協働社会の仕組みづくりが求められています。

(6) 地域コミュニティの衰退

価値観や個人を大切にするライフスタイルの変容に加え、少子高齢化、過疎化、核家族化の進行により、限界集落の拡大など地域社会が疲弊するとともに集団や地域社会での連帯意識の希薄化が進み、地域コミュニティの崩壊が懸念されています。

このため、住民の生活の基盤である地域社会の連帯意識を高め、より活発な活動が展開されるような条件や環境の整備を図り、共生・協働による地域社会づくりを推進するとともに、安心して子育てができる環境づくりや地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

また、学校においては、人間愛・郷土愛を育てるため、地域の歴史、文化、伝統を授業に取り入れ、ふるさとに自信と誇りをもてる教育を推進していくことが求められています。

(7) 地方分権の進展

「地方のことは地方自らが決定する」地方分権が進み、地方自らの責任によって地方の状況に合わせた行政運営が期待され、行政のスリム化とともに今まで以上に事務事業の効率的・効果的な実施が必要となっています。

このため、自立する地域社会を支え、豊かな郷土づくりに貢献できる人材の育成が望まれます。

⁷ パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法のこと。ICTはInformation and Communication Technologyの略。日本語の意味は「情報通信技術」。ICTは、IT(Information Technology)の異称として使われる。

⁸ Non Profit Organization(非営利組織)の略。営利を目的とせず、政府からも自立し、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。

第2章 国や県の動向

1 国の動向

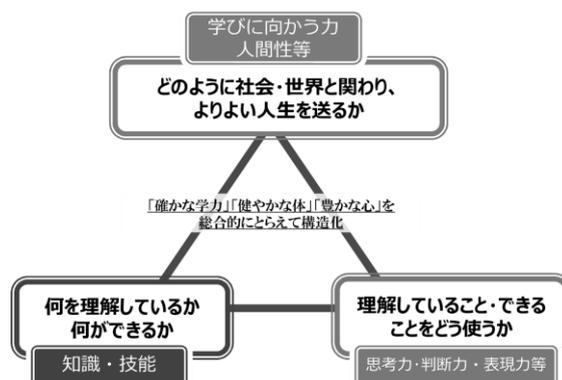
(1) 新教育委員会制度への移行（平成27年4月）

教育の政治的中立性，継続性・安定性を確保しつつ，地方教育行政における責任の明確化，迅速な危機管理体制の構築，首長との連携強化を図るとともに，地方に対する国の関与の見直しを図るため，地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。

(2) 学習指導要領の改訂

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し，それぞれの学校において，必要な教育内容をどのように学び，どのような資質・能力を身に付けられるようになるのかを明確にしながら，社会との連携・協働によりその実現を図ることとされています。

出典：文部科学省学習指導要領



(3) 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定（平成29年12月）

平成29年12月に中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられ，「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえ，文部科学省が実施する内容を緊急対策としてとりまとめられました。学校におけるこれまでの働き方を見直し，児童生徒と向き合うための時間を確保するものとされています。

(4) 第3期教育振興基本計画の策定（平成30年6月）

平成30年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され，2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方や，特に留意すべき視点として，客観的な根拠（エビデンス）を重視した教育政策の推進に向けた新たな施策について示されており，基本的な方針は以下に示す5つとなっています。

- ア 夢と志を持ち，可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- イ 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ウ 生涯学び，活躍できる環境を整える
- エ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネット⁹を構築する
- オ 教育政策推進のための基盤を整備する

⁹ 安全網と訳される。リスクが発生したとき，最悪の事態から保護する仕組みをいう。

(5) 学校における働き方改革推進本部の設置（平成31年1月）

平成31年1月25日に中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての具体的な提言がなされました。

この答申を受け、文部科学省に、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、同日付で「学校における働き方改革推進本部」が設置されるとともに、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン¹⁰」が策定されています。

2 県の動向

(1) 基本理念と教育の取組における視点

県では、平成21年に鹿児島県教育振興基本計画を策定し、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に掲げ、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間」、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間」の育成に取り組んできました。

平成31年2月に策定した第3期教育振興基本計画においては、基本理念を「夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～」としています。県民一人一人が夢や希望を持ち、さらに実現していけるよう、規範意識、倫理観、感謝や思いやりの心、他者の痛みを理解する優しさ、生命を大切にする心、自己肯定感・自己有用感などの豊かな心や、新しい課題に積極果敢に挑戦する気概や困難を乗り越えることのできる「生き抜く力」が必要であるとされています。

この基本理念の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ることとされています。

- ア 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重
- イ 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成
- ウ 学校・家庭・地域・企業等の積極的な連携・協働
- エ 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

(2) 教育施策の方向性

県は、教育の取組における視点を踏まえ、基本目標などの実現のために、前期5年間に取り組む施策の方向性を以下の5点に整理しています。

- ア お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- イ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進
- ウ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
- エ 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
- オ 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

¹⁰ 平成31年1月25日に文科省より公開された。限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。時間外勤務（残業）の上限を原則「月45時間、年360時間」とされている。

第3章 本市における教育の主要課題

1 学校教育の充実

(1) 児童生徒の減少と学校規模

先に述べたとおり、本市における児童生徒数の減少は極めて深刻な状況にあります。

その中で、小学校の学級数及び児童数は、曾於市施行時の学級数 126 学級、児童数 2,332 人をピークに毎年減少を続け、本計画の最終年度である令和 6 年度には平成 17 年度対比で学級数が 29 学級減（△23.0%）の 97 学級、児童数が 893 人減（△38.2%）の 1,439 人となる見込みです。

また、令和元年 5 月現在、市内小学校 20 校のうち、15 校は複式学級を有しており、そのうち 14 校が児童 50 人未満の過小規模校となっています。ここ 5 年間で過小規模校であった末吉地域の柳迫小学校が小規模校へ移行し、これまで適正規模校であった財部地域の財部小学校が小規模校に移行しました。また、大規模校であった末吉地域の末吉小学校は、適正規模校へと移行しています。今後も、学校の小規模化や複式学級化がますます進行していくものと思われます。（図表）

小規模の学校では、児童数が少ないため、個に応じたきめ細やかな指導が可能であるというメリットがありますが、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいなどの課題も明らかになってきました。

これからの社会は、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、ますます多様で変化が激しくなることから、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力、つまり「生きる力」（社会を生き抜く力）が求められます。

そのためには、交流学习、集合学習及び合同学習等を積極的に促進するなど通常より大きな集団の中で学習する機会を提供し、自主性・創造性・社会性の豊かな子どもの育成を図る必要があります。この他、幼小中連携を強化するとともに、学校応援団の充実や学校支援地域本部、コミュニティ・スクール¹¹などの活用による質の高い学校教育を実現し、教育活動を支援するなど地域の教育力を活用した体制づくりが求められます。

また、「適正規模での学び」や児童生徒にとって等しく良好な教育環境を確保し、教育効果を高めていくために、今後どうあるべきか、どうすべきか、議論を進める必要があります。

図表：市内小学校規模別学校数及び学級数の状況

学校規模	学級数	令和元年度(平成 31 年度)		平成 26 年度	
		学校数	学校名及び(学級数)	学校数	学校名及び(学級数)
過小規模	1～5	15	檜小学校(4)、高岡小学校(3)、岩北小学校(2)、岩南小学校(3)、光神小学校(3)、深川小学校(4)、菅牟田小学校(3)、笠木小学校(4)、大隅北小学校(3)、恒吉小学校(3)、大隅南小学校(3)、月野小学校(5)、財部北小学校(3)、財部南小学校(3)、中谷小学校(3)	16	檜小学校(5)、高岡小学校(3)、岩北小学校(3)、岩南小学校(3)、光神小学校(3)、深川小学校(4)、柳迫小学校(4)、菅牟田小学校(3)、笠木小学校(4)、大隅北小学校(4)、恒吉小学校(3)、大隅南小学校(3)、月野小学校(5)、財部北小学校(3)、財部南小学校(4)、中谷小学校(3)
小規模	6～11	4	諏訪小学校(6)、柳迫小学校(6)、岩川小学校(10)、財部小学校(11)	2	諏訪小学校(6)、岩川小学校(11)
適正規模	12～18	1	末吉小学校(17)	1	財部小学校(12)
大規模	19～30	0	なし	1	末吉小学校(20)

注) 学級数は、各年度の学校編成協議（通常学級数）に基づく。各年 5 月 1 日の実績値。

¹¹ 学校運営協議会制度。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となり特色ある学校づくりを進めていくことができる。

(2) 学力の向上

本市の児童生徒の学力は、平成30年度の鹿児島学習定着度調査¹²によると、中学校では一部教科で改善傾向にあるものの、依然として厳しい結果です。令和元年度の全国学力・学習状況調査¹³についても同様で、小・中学校ともに全国を下回る結果となりました。しかしながら、学校ごとに見てみると、両調査で全国や県の平均を上回る学校数も増えてきており、学力向上に向けた取組が結果となって現れつつある状況もあります。そうした学校の学力向上に向けた取組を市全体で共有しながら、各学校がそれぞれ実態等に応じて実践し、工夫、改善を図っていく必要があります。

教師の指導力向上や授業改善も重要です。児童生徒に確かな学力を身に付けさせ、特に本市の課題である「思考力、判断力、表現力等」の向上が図られる指導力を教師が身に付けるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図り、これからの時代を生きる児童生徒が必要な資質や能力を身に付けていくことができるようにしていく必要があります。

また、本市の児童生徒は、学習状況調査の結果から、家庭学習に課題があることもわかりました。その解決のためにも、家庭学習の充実や習慣化が図られるようにしていく必要があります。

図表:平成30年度 鹿児島学習定着度調査(県との差)／単位:点数

	国語	社会	算数・数学	理科	英語
小学校 5 年	-5.9	-4.4	-5.5	-4.6	
中学校 1 年	-6.2	+2.1	-2.3	-5.8	-5.8
中学校 2 年	+2.4	+6.4	+4.2	-2.7	+4.6

図表:令和元年度 全国学力・学習状況調査(全国との差)／単位:点数

	国語	算数・数学
小学校 6 年	-0.8	-3.6
中学校 3 年	-5.8	-1.8

(3) いじめ、不登校

いじめや不登校の解消は、本市の教育行政における重要な課題であり、児童生徒の健全育成の観点からも必ず解決すべき問題です。

本市では、各種研修会を実施するとともに、県から派遣されるスクールカウンセラー¹⁴、心の教室相談員¹⁵やスクールソーシャルワーカー¹⁶の配置による相談体制の充実に努めており、いじめや不登校の問題に悩んでいる児童生徒の様々な実態に応じた支援体制が整いつつあります。

いじめは、どの学校・学級でも起こりうる重大な問題であるという認識に立ち、全ての学校が、家庭や地域との連携を強め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

¹² 県教育委員会が本県の小中学生の基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力等に関する学力状況を把握するために実施する調査のこと。調査は、小学校第5学年と中学校第1、2学年の全児童生徒を対象に小学校が国語、社会、算数、理科、中学校が国語、社会、数学、理科、英語で実施される。

¹³ 全国の児童生徒の学力や学習状況を把握するために実施する調査のこと。調査は、小学校第6学年と中学校第3学年の児童生徒を対象に、国語、算数・数学の2教科と隔年で理科や中学校においては英語が実施される。

¹⁴ 教育機関において、児童生徒の不登校や、校内外での様々な問題行動の対応に当たって、高度な専門的知識をもって、心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

¹⁵ 児童生徒が学校での悩みを、親や教師に代わって相談する第三者的立場の人をいう。地域の人材を活用した非常勤職員が多い。

¹⁶ 児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域等に働きかけ、福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。

近年、若年層の多くがSNS¹⁷（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をコミュニケーションの手段として用いており、SNS上のいじめ等の問題への対応も課題となっています。SNS上のいじめ等に対応すべく情報モラル教育の推進が求められています。

平成30年度に本市で認知されたいじめ件数は、小学校24件、中学校17件となっており、増加傾向にあります。各学校では、いじめの未然防止はもちろん、一件でも多くのいじめを発見し、全校体制でその解消に向けた取組を推進しています。

次に、不登校については、平成30年度の不登校児童生徒数は31人となっており、長期不登校者もおり憂慮すべき状況が続いています。不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう相談体制の充実を図るために、学校ではチーム体制で当たるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭、関係機関と連携し、継続的に支援する必要があります。

また、今後、不登校児童生徒のための適応指導教室の拡充など、学習機会の確保を念頭に置いた支援センター的な機能をもった施設等の検討も求められています。

図表：いじめ認知件数の推移(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校			15	10	24
中学校			1	4	17
合計	0	7	16	14	41

(4) 豊かな心の育成

今日、児童生徒の公共の精神、規範意識、人間関係を形成する力の低下や生命尊重の精神、自尊感情の乏しさなど、心の活力が弱まっているとの指摘がなされています。

今後、児童生徒が思いやりの心をもち、豊かな心を育むために、家庭と協力して基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、学校では道徳教育の充実や人権尊重の精神を基盤とする人権教育を推進し、全教育活動を通じて規範意識の醸成を図ることが必要です。

(5) 特別支援学級

学校では、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されています。また、国は、共生社会の形成に向け、一人一人の障害に応じた指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を目指すインクルーシブ教育¹⁸を推進しています。

本市では、特別支援教育の対象となる児童生徒数が年々増加傾向にあります。このような状況を受けて、各学校では、障害のある児童生徒への支援体制として校内委員会やコーディネーターの指名など特別支援教育に関する条件整備が進められています。また、巡回教育相談や研修会などを通して、特別支援教育に対する理解促進や啓発活動も積極的に実施されています。併せて、障害のある児童生徒のサポートを担う学校活動支援員¹⁹の配置など行政による支援体制も徐々に整備されつつあります。

¹⁷ Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

¹⁸ 障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。平成23年7月に成立した改正障害者基本法で盛り込まれた。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

¹⁹ 児童生徒の学習指導に関する支援や要支援児の日常生活や健康・安全確保に関する介助支援を中心として業務にあたるとともに、当該学校及び学級の運営を円滑にするために配置している市費の会計年度任用職員のこと。

対象児童生徒が在籍している小・中学校では、個別の教育支援計画の作成など進んでいる半面、小・中学校と幼稚園等や高等学校との連携のための移行支援シートの作成が遅れているなど、就学前から高等学校卒業までの一貫した支援体制の構築が今後の課題となっています。

また、今後インクルーシブ教育の充実のためには、教職員一人一人の専門性を向上させる一方、保護者の障害受容や円滑な支援につなげるための関係機関と連携した早期からの教育相談・支援体制を確立していく必要があります、行政が中心となって進めていく必要があります。

図表: 特別支援学級在籍者数(単位: 人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小 学 校	29	30	34	35	54
中 学 校	17	18	24	24	19
合 計	46	48	58	59	73

(6) キャリア教育

市場主義経済の進展や情報技術の進歩に伴い、世界経済のグローバル化が急速に進んだ結果、フリーターやパート、派遣労働者等の非正規労働者が増加するなど、雇用形態の多様化が一気に進み、貧富の差など経済格差が拡大しています。また、若者のコミュニケーション能力の不足や離職への抵抗感が薄れたことにより、未就職や早期離職率の上昇が大きな社会問題となっています。

児童生徒が将来、社会人、職業人として自己実現を図っていくためには、早い段階から自分の生き方について考えるきっかけを与えるとともに、コミュニケーション能力を育成することが重要です。小学校では、夢や希望をもち、目標に向けて努力する態度を育成すること、中学校では、様々な職業があることを理解させ、自らの適性について考えさせるなど、発達段階に応じたキャリア教育²⁰の充実が求められています。

本市では、児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、その基盤となる職業観、勤労観を醸成する施策「夢実現チャレンジ」をキャリア教育の一環として位置付け、継続して取り組んでいます。

今後、さらにキャリア教育の充実を図るために、職場体験学習だけでなく、企業経営者の講話等を通して将来の社会人としての基礎を培う学習の機会を設けるとともに、近い将来児童生徒の市民性を高めるシチズンシップ教育²¹の導入も重要になるものと考えます。

(7) 体力・運動能力の向上

子ども期に培われた体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む上で不可欠なものであり、児童生徒の健やかな成長を支える基盤となるものです。また、最近、体力は学力にも影響を与えるとする研究結果も発表され、体力の重要性が再認識されています。

しかしながら、現実には、我が国の児童生徒の体力は1980年代をピークに低下傾向にあり、親の世代より体力のない子どもたちが増えています。児童生徒の体力低下の原因は、コンピュータやテレビゲームの普及によって、子どもたちの遊びの場が屋外から室内に変わるなど、社会環境や生活環境の急激な変化によるものと推測されています。

本市の児童生徒の場合も、体力・運動能力調査の結果、持久力など多くの種目において、全国平均や県平均に届かない状況が続いています。

²⁰ 一人一人の将来の社会的・職業的自立に向けて、基盤となる必要な能力や態度を育てる教育のこと。

²¹ 市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身につけさせるもの。

一方、体格は、身長・体重ともに全国平均に近づきつつあるものの、肥満傾向児の出現率が高くなるなど一部課題もみられます。特に、肥満は、食生活の乱れ、不規則な生活、運動習慣の欠如等が主な原因とされ、小児生活習慣病²²のリスクもあることから、その対策として、望ましい食習慣や生活習慣等を身に付けさせることが、子どもたちやその保護者に求められています。

本市では、児童生徒の体力向上を目指して教科体育の充実のほか、「一校一運動²³」を全校で取り入れ、運動好きな児童生徒の育成に努めています。また、一人一人の実態に応じた体力向上策として、体力ナビ²⁴などを活用し、体力・運動能力に対する児童生徒の関心を高める取組を推進しています。

図表：平成 30 年度体力・運動能力調査結果（■は県平均を上回っている数値）

小 5		握力 (kg)	上体起こし (cm)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	20 メートル シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフト ボール投げ (m)
男	市	18.1	21.2	33.6	43.6	58.4	9.1	161.1	27.6
	県	18.8	21.1	33.1	44.8	59.8	9.0	161.9	27.0
女	市	18.4	19.2	38.1	42.2	48.0	9.2	155.1	15.8
	県	18.6	19.4	37.6	42.9	47.7	9.3	154.1	16.5

中 2		握力 (kg)	上体起こし (cm)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	20 メートル シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ハンド ボール投げ (m)
男	市	27.4	25.2	37.7	48.6	80.6	8.3	178.9	19.9
	県	28.1	26.1	42.0	51.2	84.4	8.2	194.6	21.7
女	市	23.5	23.0	41.4	46.2	53.7	8.9	162.3	11.9
	県	23.7	22.7	44.3	46.7	58.0	8.9	169.4	13.1

（8）安全・安心な教育環境の整備

本市では、第2次耐震診断²⁵により耐震性が不足するとされた施設に対し実施する耐震補強、耐震改築が平成 27 年度で終了しました。屋内運動場に関しては、令和 2 年度に完了する予定となっています。

市内の小中学校施設において築年数が 40 年を超えるものが、全 100 棟中 35 棟（35.0%）、うち屋内運動場・武道場（増築分を含む）が 27 棟中 8 棟（29.6%）となっており、これらの安全面や機能面を確保していくためにも老朽化対策が喫緊の課題といえます。

学校施設の老朽化対策を進めるに当たっては、劣化した施設について単に建築時の状態に近づけるだけでなく、時代のニーズに対応した学校施設へと転換を図る必要があります。その際には、①安全・安心な施設環境の確保、②教育環境の質的向上、③地域コミュニティ・防災の拠点形成を目指して「施設の再生」を行うことが重要となります。

また、児童生徒の多様な行動などによる転落事故等や不審者侵入の防止など事故防止や防犯対策に対応した安心感のある施設環境を形成することが重要です。

²² 小児にみられる高血圧症・糖尿病・高脂血症、動脈硬化症などの生活習慣病。成人の病気とされていたものが子どもにも増えていることからつけられた名称。動物性脂肪の摂り過ぎなどの偏った食事や運動不足・ストレスなどが原因とされる。

²³ 各学校において学校や地域の特色を生かし教育活動全体の中に位置付けられた体力向上に向けてのシンボリックな取組。

²⁴ 県内の児童生徒の体力向上を目指した取組の一つとして、児童生徒が自分自身の体力を把握するための体力診断プログラム。県教育委員会が提供している。自分の体力・運動能力調査の記録を種目ごとに入力すると、全国平均値や県平均値と比較した個票を作成することができる。

²⁵ 昭和 56 年以前の旧耐震基準により建築された複数の学校施設建物について優先度調査（第 2 次診断等の実施に係る順位付けを行ったもの）の結果に基づき、個別の建物の耐震性能を柱や壁の断面形状、鉄筋量の詳細材料強度などから算定する詳細な診断方法（構造耐震指標 I_s 値）を用い、評価診断する調査のこと。

図表:小中学校施設の経過築年数区分(平成31年度末現在)

築年数区分	棟数	割合	施設名
50年以上	17	17.0%	岩川小(普通教室棟), 財部南小(普通教室棟), 岩北小(管理教室棟), 櫛小(校舎), 岩北小(管理教室棟), 諏訪小(管理特別教室棟), 櫛小(校舎), 諏訪小(管理特別教室棟), 光神小(普通教室棟), 大隅南小(管理教室棟), 深川小(特別教室棟), 大隅北小(管理普通教室棟), 高岡小(特別教室棟), 岩川小(普通教室棟), 岩南小(特別教室棟), 岩川小(普通特別教室棟), 菅牟田小(管理教室棟)
45~49年	7	7.0%	櫛小(校舎), 櫛小(図工室), 恒吉小(管理教室棟), 恒吉小(屋内運動場), 岩川小(屋内運動場), 財部南小(特別教室棟), 大隅中(管理教室棟)
40~44年	11	11.0%	菅牟田小(屋内運動場), 末吉小(特別普通教室棟), 光神小(屋内運動場), 大隅中(特別教室棟), 末吉小(管理特別教室棟), 岩南小(屋内運動場), 高岡小(屋内運動場), 岩北小(屋内運動場), 柳迫小(管理普通教室棟), 財部北小(管理普通教室棟), 大隅中(屋内運動場)
小計	35	35.0%	
35~39年	7	7.0%	末吉小(屋内運動場), 岩北小(管理教室棟), 光神小(普通教室棟), 諏訪小(特別教室棟), 深川小(屋内運動場), 岩南小(特別普通教室棟), 笠木小(特別教室棟)
30~34年	14	14.0%	諏訪小(屋内運動場), 財部小(屋内運動場), 末吉小(特別普通教室棟), 財部南小(屋内運動場), 岩川小(特別教室棟), 財部北小(屋内運動場), 高岡小(普通教室棟), 岩南小(特別普通教室棟), 大隅南小(屋内運動場), 財部小(特別教室棟), 末吉小(屋内運動場増築分), 光神小(特別教室棟), 深川小(管理普通教室棟), 岩川小(普通特別教室棟)
20~29年	23	23.0%	櫛小(校舎), 岩北小(管理教室棟), 岩北小(特別教室棟), 光神小(屋内運動場増築分), 柳迫小(特別教室棟), 岩川小(普通特別教室棟), 大隅北小(屋内運動場), 諏訪小(管理特別教室棟増築分), 中谷小(管理普通教室棟), 中谷小(管理普通教室棟), 中谷小(特別教室棟), 中谷小(屋内運動場), 笠木小(特別教室棟), 大隅北小(管理普通教室棟), 大隅南小(管理教室棟), 大隅中(管理教室棟), 財部南小(図工室配膳室), 月野小(普通教室棟), 月野小(普通教室棟), 月野小(普通教室棟), 月野小(普通教室棟)
20年未満	21	21.0%	月野小(屋内運動場), 大隅中(普通教室棟), 末吉中(屋内運動場), 大隅中(特別教室棟), 末吉中(特別教室棟), 大隅中(管理教室棟), 笠木小(管理教室棟), 笠木小(管理教室棟), 笠木小(屋内運動場), 末吉中(普通教室棟), 財部小(管理教室棟), 財部中(管理教室棟), 財部中(屋内運動場・武道場), 財部中(屋内運動場・武道場), 財部中(屋内運動場・武道場), 櫛小(屋内運動場), 柳迫小(屋内運動場), 大隅北小(音楽室棟), 大隅北小(玄関棟), 菅牟田小(特別教室棟)
合計	100	100.0%	

図表:上表のうち屋内運動場・武道場(増築分を含む)の経過築年数区分(平成31年度末現在)

築年数区分	棟数	割合	施設名
40年以上	8	29.6%	恒吉小(屋内運動場), 岩川小(屋内運動場), 菅牟田小(屋内運動場), 光神小(屋内運動場), 岩南小(屋内運動場), 高岡小(屋内運動場), 岩北小(屋内運動場), 大隅中(屋内運動場)
30~39年	8	29.6%	末吉小(屋内運動場), 深川小(屋内運動場), 諏訪小(屋内運動場), 財部小(屋内運動場), 財部南小(屋内運動場), 財部北小(屋内運動場), 大隅南小(屋内運動場), 末吉小(屋内運動場増築分)
20~29年	3	11.1%	光神小(屋内運動場増築分), 大隅北小(屋内運動場), 中谷小(屋内運動場)
20年未満	8	29.6%	月野小(屋内運動場), 末吉中(屋内運動場), 笠木小(屋内運動場), 財部中(屋内運動場・武道場), 財部中(屋内運動場・武道場), 財部中(屋内運動場・武道場), 櫛小(屋内運動場), 柳迫小(屋内運動場)
合計	27	100.0%	

(9) 家庭・地域の教育力の向上

近年、核家族化、少子化等、家族形態の変化により、人間関係の希薄化や地域コミュニティの衰退が急激に進行し、本来、家庭や地域で身に付けるべき礼儀や生活習慣、規範意識や社会的マナーが児童生徒に十分備わっていないなど、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

家庭は、教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、命の大切さや他人への思いやり、基本的な生活習慣や善悪の判断等の倫理観を身に付けさせる機能を担っています。

また、地域社会は、児童生徒の日常を見守り、家庭における子育てを支援したり、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組んだり、共同体として人間性の育成の場としての役割を担っています。

本市には、子ども会²⁶やPTA²⁷、地域女性団体や青年団、公民館等、地域づくりや家庭教育の充実、青少年の健全育成を目的に活動している多くの社会教育関係団体があり、それぞれの団体が地域に根ざした活動を展開しています。

また、本市でも各小学校区に学校支援のための組織である学校応援団地域本部が設置され、「地域の中の学校づくり」の体制が整備されるとともに、地域ぐるみの子育てを支援する気運が高まりつつあります。

(10) 小学校への接続の強化

小学校入学後に集団行動を取ることができない、授業中に座っていることができない、先生の言うことを聞くことができないなどの問題行動（小1プロブレム²⁸）をとる子どもが増えていきます。

家庭教育の欠落・不足による基本的な生活習慣の未定着、自制心の獲得の遅れや活動中心の幼稚園・保育所・こども園との環境の格差などが要因と考えられています。

小学校以降の生活や学習の基盤を育み、就学後の安定した学校生活につなげるため、幼稚園・保育所・こども園から小学校への接続を円滑に進める取組が必要です。

このため、相互に保育・授業参観や研修会等を実施するなど幼小連携を積極的に進め、全教職員が子どもたちの発達段階に応じた育ちや学びについて理解を深めていく必要があります。

²⁶ 地域社会などを単位に組織される子どもたちの集団、またはその活動の総称。校外での学習やレクリエーション・社会奉仕などを通して、子どもたちの自主的、創造的成長を目的とする。

²⁷ Parent Teacher Association の略。父母と教師の会。子どもの福祉と教育効果の向上を目的とし、父母・教師が相互に協力して学校単位に組織された団体。

²⁸ 小学校に入学したばかりの1年生が、①集団行動を取ることができない、②授業中に座っていることができない、③先生の話聞くことができないなど学校生活になじめない状態が続くこと。

2 生涯学習活動の充実

(1) 生涯学習の振興

従来、「学力の向上」や「知識の獲得」などを指標に公的教育が展開されてきました。

しかしながら、本市においては、市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、「生涯学習をする人の育成」、つまり市民の「自己教育力」や「豊かな人間性や社会性」の獲得・育成を指標に加えていく必要があります。

まちづくりを進めるための人材育成を目的とする生涯学習を中心施策とした公的教育を家庭教育・学校教育・社会教育の各教育領域が連携した中でいかに展開できるかが、重要な課題となります。

図表：総合大学開設講座及び受講者数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開設講座(講座)	103	97	100	109	108
受講者数(人)	1,881	1,982	1,997	2,170	2,312

(2) 生涯学習施設の活用と整備

3 地域にある中央公民館は、市民の生涯学習の拠点として、総合大学のカリキュラムや公民館活動・講座の充実や施設自体の魅力づくりを図るとともに、管理運営経費の縮減等に取り組む必要があります。

一方、図書館については、指定管理者と連携を密にし、小中学校との連携による読書活動の推進の充実・強化、魅力あるイベントの開催、超高齢社会へ対応した環境整備、市外在住者を含む図書館利用者の問い合わせに十分な対応ができるレファレンスサービス²⁹の充実を図り、生涯学習の拠点としての役割を發揮できるよう整備する必要があります。

また、ほとんどの施設は、老朽化が進行し、定期的な安全点検や計画的な修繕が必要となっています。このため、改築、統廃合を含め、今後の在り方について早急に検討し、結論を出す必要があります。

図表：生涯学習施設の設置数(平成 30 年度)

	公民館等	コミュニティセンター	文化会館等	青少年教育施設	図書館・分館	歴史民俗資料館等
設置数	10	3	3	13	3	5

²⁹ 図書館が行なう利用者サービスの一つで、必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりする。

3 芸術文化活動及び文化財保護の充実

(1) 芸術文化活動の充実

芸術文化活動は、市民の教養と資質を高めるとともに、子どもたちの情操教育にもつながることから、各地域にある文化施設を有効に活用し、自主文化事業及び芸術文化活動の充実を図る必要があります。

また、「吉井淳二記念展」を中心とした「絵のまち そお」を推進するため、小中学校への普及、美術協会等の組織充実など底辺拡大の事業を展開することが望まれます。

なお、ほとんどの施設・設備は老朽化が進行し、定期的な安全点検や計画的な修繕とコスト削減が必要となっています。

図表: 吉井淳二記念展出品数(単位: 点)

	平成 26 年 (第 32 回)	平成 27 年 (第 33 回)	平成 28 年 (第 34 回)	平成 29 年 (第 35 回)	平成 30 年 (第 36 回)
招待作家・一般	195	210	165	213	199
高 校 生	115	187	176	188	150
小 中 学 生	1,520	1,549	1,562	1,566	1,606
幼 児	703	798	794	780	755

図表: 吉井淳二記念展鑑賞者数(単位: 人)

	平成 26 年 (第 32 回)	平成 27 年 (第 33 回)	平成 28 年 (第 34 回)	平成 29 年 (第 35 回)	平成 30 年 (第 36 回)
幼 児	544	661	628	766	728
小 学 生	1,311	1,929	1,905	1,876	1,694
中 学 生	382	394	436	401	688
高 校 生	163	98	234	148	126
一 般	2,691	2,378	2,496	2,391	2,592
計	5,091	5,460	5,699	5,582	5,828

(2) 文化財の保護と活用

市内には、国・県・市併せて 99 件の指定文化財があり、その種類も建造物や工芸品、天然記念物や民俗文化財、無形文化財など多種にわたります。また、3 つの資料館と埋蔵文化財センターには、発掘された埋蔵品、民俗資料等が数多く展示、保存されています。

これらの多くの文化財や民俗資料を適正に維持・管理し、先人の文化、歴史を市民に広く理解してもらおうとともに、後世に継承していく取組が求められます。

図表: 指定文化財指定件数

	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	計
国・県指定(国登録含む)	7	0	3	1	11
市指定	29	1	17	41	88

4 スポーツ活動の充実

(1) 生涯スポーツの振興

市民の健康に対する意識の高まりにより、スポーツ・レクリエーションの活動も多種多様化しています。

今後は、市民の生涯にわたる健康づくりやスポーツ活動を一体的に促進するため、「生涯スポーツ」を推進するとともに、全国レベルの各種大会に出場できる選手を育てるための競技力の向上を目指す必要があります。

図表:各種スポーツ大会参加者数

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
カヌー大会		242	224	214	237	138
健康づくり駅伝大会	チーム数	40	44	39	47	28
	参加者数	421	437	414	492	308

(2) 社会体育施設の活用と整備

市民の生涯スポーツに必要な施設は、専用施設ではありませんが、基本的には整っています。

しかしながら、合併前に建設されたスポーツ施設は、いずれも老朽化が進んでいるため、改築、統廃合を含め、今後の在り方について早急に検討する必要があります。

図表:社会体育施設(中心施設)

名称	主な施設
栄楽公園・総合体育館	体育館, 武道場, 陸上競技場, テニスコート, 弓道遠的場, ふれあい広場
大隅総合運動公園	研修館, 体育館, 武道館, 弓道場, 陸上競技場, 野球場, テニスコート, ゲートボール場地
城山総合運動公園	トレーニングセンター, 体育館, 野球場, 陸上競技場

図表:社会体育施設(単独施設, その他施設)

弓道場	地区体育館	地区運動場	多目的広場	夜間照明施設
1	4	4	2	6

第4章 基本目標と基本理念

1 基本理念

「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり」

日本国憲法及び教育基本法の精神を基調として、基本的人権尊重の精神に立って、心身ともに健康で豊かな人間性を備え、強い意志と創造性をもち、国際的視野に立って郷土並びに国家社会の進展に寄与し得る市民の育成を目指して、魅力ある文化的・教育的風土づくりを推進します。

このため、国・県の教育行政施策を踏まえ、市総合振興計画の基本計画に則り、市民憲章及び思いやりの心あふれる曾於市宣言を具現化しようとするものです。具体的には、10年後、20年後の本市のまちづくりを担う若い世代に対して、学校・家庭・地域が連携することで、本市全体が若い世代を見守る体制を作ります。

そして、若い世代だけではなく、あらゆる世代の市民が常に学び・自己を高め続ける場としての生涯学習やスポーツ活動を展開します。

また、地域で育まれた貴重な歴史・文化は本市の貴重な財産です。歴史・文化の保存・継承の強化を図るとともに、本市の新たな文化の創造にも積極的に取り組みます。

2 基本目標（目指す姿）

- 「調和のとれた生きる力を備え、将来自立して、他者ととともに生きることのできる曾於の児童生徒」
- 「地域や人とともにあり、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、生きがいを創り出す曾於市民」

基本理念を具現化するため、新たに「調和のとれた生きる力を備え、将来自立して、他者ととともに生きることのできる曾於の児童生徒」及び「地域や人とともにあり、生涯にわたって様々な活動や学習に取り組み、生きがいを創り出す曾於市民」を、基本目標として定めます。

※このページは白紙です

第3編 各論

※このページは白紙です

第1章 今後10年間に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

基本理念の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 社会情勢の変化に対応した教育の展開及び人材の育成

少子高齢化のさらなる進行やグローバル化の進展など、急激な社会情勢の変化に対応した教育を展開することにより、個人の自立と様々な人々との協働に向けた能力を身に付けさせ、子どもたちの「社会を生き抜く力」を育てていきます。

これにより、国際的視野に立って国家をはじめ社会の進展に寄与し、将来の社会を担う人材の確保を目指していきます。

(2) 学校・家庭・地域等の連携、協働の推進と活力あるコミュニティの形成

地域コミュニティを互助・共助による活力あるものとして再生を図り、学校・家庭・地域等が一体となって、安心して子育てができる環境づくりや「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(3) 自ら学ぶ意欲にあふれた生涯学習社会の実現

市民一人一人が心豊かで活力に満ち、生きがいのある生活を送り、生涯を通じて学習できるようにするため、自ら学ぶ意欲にあふれる生涯学習社会の実現を目指します。

(4) 郷土の文化と伝統を尊重する教育の推進

わがまちの文化と伝統を尊重する教育の推進によって、公共の精神、規範意識を尊重する意識や精神を培い、これからの社会づくり、地域社会に貢献できる市民の育成を目指します。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標の実現のために今後5年間に取り組む施策の方向性を以下の7点に整理します。

(1) 確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育の推進

児童生徒が、これからの変化の激しい社会を生き抜くためには、まず基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断・行動し、他人と協調して、よりよく問題を解決しようとする態度を育む教育が必要となります。また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや、望ましい勤労観・職業観を身に付け、社会に貢献できる人材を育成することが求められています。

さらに、環境教育や情報教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進など全ての子どもたちの学びを保障することが必要となります。

これらのことを踏まえ、児童生徒が、確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育を推進します。

(2) 豊かな心を育み、健やかな身体と体力の増進

生きる力には、学力だけでなく、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが必要です。また、児童生徒が、安心して学校生活や日常生活を送るためには、所属する集団への帰属意識の形成が不可欠です。

変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力を育む教育をより一層推進します。

(3) 学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の実現

学校においては、教育の目標が達成されるように、心身の発達段階に応じて、組織的かつ体系的な教育が必要となります。

学校がこの役割を十分に果たすために、教職員による自己評価と学校関係者評価の実施等による「開かれた学校づくり」を進めるとともに、管理職の資質向上によって学校運営の充実を目指します。さらに、児童生徒に直接携わる教職員の資質向上を図り、児童生徒が安心して安全に過ごせる魅力ある学校づくりを進めます。

また、様々な学習活動を支援するための補助金や育英奨学制度を充実します。一方、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であり、一日の大半を過ごし、豊かな人間性を育むための活動の場であり、また、地域住民にとっても地域コミュニティの中心であり、非常災害時の「応急避難場所」として防災拠点となります。

このため、充実した教育活動を存分に展開できる、機能的な施設・設備環境を整え、快適で十分な安全性、防災性や衛生的な環境を整えた安全・安心な学校施設として整備を図っていきます。

(4) 地域全体で取り組む教育の推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きいものがあります。本市には、まだ地域住民同士の結びつきや助け合いの精神が残っていることに加え、教育を大事にする伝統や風土があり、地域が学校を支える素地がもともと備わっています。

今後も、全ての市民が地域全体で子どもを守り育てるための取組を推進するとともに、地域の教育力の向上に取り組めます。

(5) とともに学び触れ合い、夢実現を可能にする生涯学習の推進

子どもから大人まで全ての市民が、自己の人格を磨き、豊かな生活を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かすことを目指します。また、市民のニーズや課題に対応できるよう学習機会の充実を図ります。

(6) 郷土の伝統・文化の伝承と芸術文化活動の充実

郷土に育まれた文化を守り育てるため、有形文化財の保存（保護）と無形民俗文化財を継承し、地域の活性化に活用するとともに、さらなる調査活動を深め、充実に努めます。

様々な文化芸術に親しむ環境を整備し、市民の自主的な文化活動を促進することにより、薫り高い文化のまちづくりを推進します。

(7) 健康で活力あふれた生涯スポーツの推進

市民の間にスポーツを一層普及させ、心身両面にわたる健康の保持増進を図るため、市民総ぐるみで、いつでも、どこでも、楽しくできる、生涯スポーツ活動及びニュースポーツ³⁰を推進します。

³⁰ サッカーやバスケットボールのようなある程度の練習を必要とし、競争原理の強くはたらく近代スポーツとは別の、誰でも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。日本独自の表現で、近代スポーツに代わる「新しいスポーツ」という意味。

第2章 具体的施策の展開

1 確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育の推進

(1) 確かな学力の定着

【総括】

本市の児童生徒の学力は、「全国学力・学習状況調査」ならびに「鹿児島学習定着度調査」の結果において、ほとんどの教科で全国、県の平均を下回り、依然として厳しい状況が続いています。基礎的な知識や技能、またそれらを活用するための思考力、判断力、表現力等に課題があります。学力向上は、本市の教育行政における最重要課題です。その課題解決のためには、教職員の指導力の向上はもちろんのこと、各学校とアイデアを出し合いながら学力向上に取り組む姿勢と具体的な実践が求められています。

【現状と課題】

- ① 「全国学力・学習状況調査」が、令和元年度より国語、算数・数学ともにA（知識・技能）、B（活用）問題が一本化されました。全国や県の平均に近づきつつあるものの、結果が下回っている状況は変わりません。
- ② 「鹿児島学習定着度調査」の結果から、中学校では一部教科は県や地区の平均を上回りましたが、小学校では厳しい状況が続いています。今後も、基礎学力の確実な定着を図りながら、併せて思考力、判断力、表現力等の向上に向けた授業改善が必要です。
- ③ 各学校の学力向上に向けての体制や取組が、児童生徒の実態等と合っていないことがあります。また、知能と学力の相関からも、教師の指導力を含めた授業改善が必要です。
- ④ 基礎学力の定着を図るためには、家庭学習の充実や習慣化が不可欠であり、学校と家庭との連携を深める取組の点検・見直しが必要です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 児童生徒の学力向上やそのための各学校の取組の指針として、曾於市「学力向上ハンドブック」の改訂、充実を図ります。
- ② 県「学びの羅針盤」、地区「大隅学力向上リーフレット」や曾於市「学力向上ハンドブック」を基に、各種研修会の実施や研究授業を中心とした校内研修の推進を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図ります。
- ③ 学力向上の取組の検証、提案、指導助言等、多面的総合的な支援を行い、その取組や支援の成果を曾於市「学力向上ハンドブック」や管理職研修会等を活用し、学校に反映させていきます。
- ④ 「全国学力・学習状況調査」、「鹿児島学習定着度調査」、「標準学力検査」の分析結果を生かして指導の重点化を図るとともに、学力に関する個々の実態把握に努め、習熟度レベルに応じた個別指導の充実を図ります。
- ⑤ 学校や児童生徒の実態に応じて、習熟度別指導³¹や、ティーム・ティーチング³²を積極的に取り入れ、学習指導法の改善を通して学力向上に努めます。
- ⑥ 小規模校や複式学級の振興策を策定し、実態に応じた確実な学力向上に努めます。
- ⑦ 曾於市「家庭学習のすすめ」を活用し、家庭学習の充実と学習習慣の確立を図ります。
- ⑧ コンピュータや電子黒板³³などICT機器を積極的に活用した学習指導法の工夫改善を図ります。
- ⑨ 県や地区、県総合教育センター等の講座への計画的な受講を進めます。

³¹ 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童生徒の実態によって、学習内容の習熟の程度に応じた少人数における指導方法や体制のこと。

³² 複数の教員が役割を分担し、協力しながら指導計画を立て、指導する形態のこと。チームの教員の一人一人が特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではない。

³³ 電子技術を導入した黒板やホワイトボードの総称。字や絵の書き込み、その電子的な記録、事前に記録しておいた字や絵の表示、情報機器と連動した複雑な操作や表示などが可能。電子情報ボード。電子ホワイトボード。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
全国学力・学習状況調査	小 対全国平均から－5 程度 中 対全国平均から－7 程度	小 対全国平均以上 中 対全国平均以上
標準学力検査	小 対全国平均から－6 程度 中 対全国平均から－4 程度	小 対全国平均以上 中 対全国平均以上

(2) 外国語教育の充実

【総括】

グローバル化の進展の中で、これからの児童生徒にとって、国際共通語である英語力の向上は極めて重要です。また、学習指導要領においても、小・中学校のそれぞれの段階を踏まえ、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく身に付け、それらを用いてコミュニケーションを図る能力を育成していくことが示されています。

【現状と課題】

- ① 本市の中学校卒業段階の生徒の英語力「CEFR³⁴基準」は、県比を下回っています。
(CEFR A1 レベル相当[英検 3 級程度]以上の英語力を有する生徒の割合)
→ 曾於市 18.9% (鹿児島県 37.5%) (平成 30 年度調査)
- ② 特に、小学校における外国語の指導体制の拡充・強化に課題があります。
- ③ 小・中学校の学びの接続を図った授業改善や充実のための連携に課題があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 英語力向上のための研修会受講を促進するとともに、特に、中学校英語担当教員に対して英検等の資格取得を支援・助言します。
- ② 外国語指導助手配置事業を通して、小・中学校の授業充実を図るとともに、国際理解を深め、「国際性豊かな人材の育成」に努めます。
- ③ 中学校英語担当教員による小学校への乗り入れ授業や小・中合同の外国語研究授業等の実践を促し、小・中連携による一貫した英語教育の基盤づくりを行います。
- ④ 児童生徒のコミュニケーション能力を向上するために、外国語、英語科授業へ少人数指導や習熟度別授業を取り入れることを推進します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
中学校卒業段階で、CEFR A1 レベル相当以上(英検3級程度)の英語力を有する生徒の割合	18.9%	30.0%

³⁴ Common European Framework of Reference for Languages の略。セファール。個人の言語習熟度を測るための指標。A1 から C2 まで 6 段階のレベルが設定されており、「仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる」「聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる」など、各レベルで「何ができるか」を示している。

(3) 特別支援教育の充実

【総括】

現在、様々な障害をもつ児童生徒の数は増加傾向にあり、そうした児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。また、障害のある児童生徒が他の児童生徒と共に学ぶインクルーシブ教育を推進するとともに、就学前から学校卒業後までの一貫した切れ目のない支援体制の構築が特別支援教育の大きな課題となっています。

【現状と課題】

- ① 特別支援教育を支えるために、教職員の専門性の向上や学校を含む各関係機関の連携強化を図る必要があります。
- ② 障害のある児童生徒に対する正しい理解と認識を深める必要があります。
- ③ 個別の指導計画や教育支援計画を基にした校内委員会の活性化を図り、学校全体で取り組む体制づくりを進める必要があります。
- ④ 移行支援シートの作成など、校種間の連携のための啓発や体制づくりを進める必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 障害のある全ての児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うために特別支援教育のさらなる充実に努めます。
- ② 特別支援教育担当者の研修会を実施し、資質の向上に努めます。
- ③ 市教育支援指導委員会の機能化を図り、計画的運営と関係機関との連携した適正な就学指導を推進します。
- ④ 特別支援連携協議会などの充実を図り、保護者、地域、関係機関との連携を深め、特別支援教育への理解啓発を促進します。
- ⑤ 合理的配慮の観点を踏まえた個別の指導計画や教育支援計画の作成や活用を推進します。
- ⑥ 就学指導についての研修機会の確保と校内研修体制の確立を図り、特別支援教育に対する理解・啓発を促進します。
- ⑦ 移行支援シートの作成・活用、幼・保・こ・小・中連携研修会や担当指導主事訪問を通して、切れ目のない支援体制の構築を推進します。
- ⑧ 支援学級と通常学級との計画的な交流学习を実施し、インクルーシブ教育を積極的に推進します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
個別の指導計画と教育支援計画の作成	80%	100%

(4) 複式・少人数学級、小規模校教育の充実

【総括】

本市の児童生徒数の減少は依然として進んでおり、特に小学校においては、全 20 校中 15 校が複式学級を有しています。今後も、小規模校ならではの教育活動が展開されるようにしていくとともに、教職員が複式学級における指導法を身に付け、少人数の良さを生かした指導の充実が図られていく必要があります。

【現状と課題】

- ① 豊かな自然や地域の伝統芸能等，様々な教育資源があり，小規模校ならではの特色ある教育活動が展開されています。
- ② 大規模校との交流学习，集合学習が年 2～3 回実施されており，多人数での学習経験を積んでいます。今後は，小規模校同士や中学校を会場にした小中連携の観点からの取組も必要となります。
- ③ 小規模校の職員研修の活性化を図るとともに，複式授業における「ガイド学習³⁵」や「わたり・ずらし³⁶」等の指導法研究による教職員の資質向上を図る必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 複式・少人数学級の相互研修を進めるとともに，教育研究機関等への研修参加や校内研修への指導主事派遣を促進します。
- ② 大規模校との交流学习や小規模校同士の合同学習を促進し，小規模校の活性化に努めます。
- ③ コンピュータや電子黒板など ICT 機器の活用を図り，個に応じた学習指導法の改善・充実に努めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
過小規模校(H30 年度は 15 校が対象)在籍児童(2 年生以上)の標準学力検査における UA(アンダーアチーバー ³⁷)の割合	13%	10%未満

(5) キャリア教育の推進

【総括】

発達段階に即した，望ましい職業観や勤労観の育成を目指した取組や，全体計画，指導計画の作成に重点を置いて取組を進めました。しかしながら，依然としてキャリア教育の目的が浸透していない状況もみられ，今後も継続した取組が必要といえます。

【現状と課題】

- ① 児童生徒一人一人の進路意識を高め，学業の必要性や意義を実感し，自分の生き方や在り方と結び付けて考えるとともに，「社会的・職業的自立」に向けて，必要な基盤となる能力や態度を発達段階に応じて育成することが必要です。
- ② 学校単位での職場体験学習は全ての中学校で実施されていますが，実施する際の事前・事後の学習活動をさらに充実させ，職場体験で学んだことをその後の学習に結び付ける取組が必要です。
- ③ 各学校では児童生徒を対象に講演会等を実施し，自分の生き方について考える機会を設けていますが，さらに企業経営者や技術者等による講話や出前授業の実施を通して企業等との連携を深め，「学び」と「実社会」の結びつきを強める取組を進める必要があります。

³⁵ 間接指導の効率化を図るために考え出された小集団学習の形態で，ガイド役の児童が教師の指導の下に立てた学習進行計画によってリードしながら，共同で学習する方法。

³⁶ 「わたり」とは，直接指導と間接指導の組合せにしたがって，一方の学年から他方の学年へ交互に移動して直接的な指導をすること。この学年間を「わたり歩く」教師の動きを「わたり」と位置付けている。ただ教師が移動しても学習者の方には直接には関係なく，その時の課題に集中していることが大切である。また「ずらし」とは，2つの学年を交互にわたり歩いて，直接指導と間接指導の内容を充実させ，学習活動を無理なく，効率的に行うようにするためには，どうしても指導段階を学年別に「ずらした組合せ」が必要になる。この組み合わせを「ずらし」という。

³⁷ 心理学で，健康・性格・環境などに原因があって，知能水準から期待される力よりはるかに低い学業成績を示す者をいう。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 「キャリア教育の全体計画及び年間指導計画」を小・中学校全ての学校で作成し、系統的・体系的な取組を行います。また、学校では、キャリア教育に関する校内研修を実施します。
- ② 中学校の職場体験学習について、事前・事後の学習の充実に努めるとともに、地域の企業等との協力体制づくりに努めます。
- ③ 学校において、学級活動を要としながら、生徒会活動や委員会・係活動など、役割や立場で責任を果たす日常の活動の積み上げにより、教育活動全体を通じたキャリア教育を推進します。
- ④ 生徒のコミュニケーション能力の向上や、学業と働くことの関連性への理解が深まるよう、進路指導の充実のための取組を進めます。
- ⑤ キャリア教育に関する意識調査を実施し、生徒の変容を把握しながら、キャリア教育の内容充実に努めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
将来の夢や目標をもっている割合 (全国学力・学習状況調査質問紙)	小…78.6%, 中…48.1%	小…85%, 中…60%

(6) ICT教育の推進

【総括】

本市の学校教育におけるICT活用は、機器の整備に伴って浸透してきており、電子黒板を中心にほとんどの教員が操作に抵抗なく使用することができています。一方で、社会全体における各種情報機器の普及と発展が進む中で、コンピュータ等の機器の更新やコンテンツの見直しが急務となっています。また、「ネット依存³⁸」等の新たな問題も生じ、情報モラル教育の実施については課題が残されています。また、ICTの活用を学力向上に、より一層結び付けていく必要もあります。

【現状と課題】

- ① 本市の教員のICT活用指導力は、研修の成果もあり、向上しつつありますが、各教科の学力向上等、さらなる指導力の育成が必要です。
- ② 小学校におけるプログラミング教育³⁹に対応するための環境整備や、指導力の向上を図っていくことが急務となっています。
- ③ インターネット社会における人権侵害等や「ネット・ゲーム依存」等、様々なネットトラブルに対応するため、小・中学校において、系統的な情報モラル、情報リテラシーの指導を充実させることが喫緊の課題となっています。
- ④ 授業で使用するパソコンは小学校が児童用 142 台、教師用 31 台、中学校が生徒用 120 台、教師用 9 台を配置しており、最大授業人数時に 1 台を 2.5 人以下での利用数となるように配置しています。ただし、リース期間が令和 2 年・3 年に切れるため、今後更新が必要になってきます。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 山間部、極小規模校の教育内容の充実を図るために、コンピュータや電子黒板の更新や通信環境の向上を図り、市内外の学校や関係機関との遠隔合同授業や合同研修などの推進に努めます。

³⁸ インターネット（スマートフォンを含む）の使用を自分の意志でコントロールできない状態のこと。インターネット依存症の略で、インターネット中毒やネット中毒、ケータイ依存、スマホ依存などもほぼ同義である。

³⁹ 令和 2 年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、IT に強い人材を育成する狙いがある。

- ② テレビ会議システムやデジタル教科書⁴⁰などのハードとソフト両面の充実に努めるとともに、職員の活用能力向上を目的とした研修会を実施します。
- ③ 小学校におけるプログラミング教育の充実を図るために、ICT支援員⁴¹の派遣を推進し、授業レベルの向上を目指します。
- ④ 携帯電話やスマートフォンの普及に伴うネットトラブルを未然に防ぐため、情報モラルの育成に努めるとともに、保護者への啓発も同時に進めます。
- ⑤ 全ての普通教室等でタブレットPCが利用できるよう無線LANを整備し、電子黒板等ICT機器と連携した双方向型の授業を目指します。
- ⑥ 児童生徒一人につき1台タブレットPCを整備することで、子どもたち一人一人の資質・多様な能力を最大限に授業に活かすことができるよう努めます

【数値目標】

項目		現状値	目標値
		平成30年度	令和6年度
遠隔合同授業または合同研修の実施		0%	80%
パソコン (整備率)	教師用 タブレットPC整備	23%	100%
	児童生徒用 タブレットPC整備	10%	100%
無線LAN (整備率)	普通教室等 無線LAN設置	5%	100%

(7) 幼保こ小中高連携の強化

【総括】

本市は、小中連携の組織として曾於市学力向上対策協議会を通して、校種間を超えて学力向上に努めてきました。また、生徒指導においても生活指導連絡協議会を中心に、小中高校が一体となった取組が進んでいます。幼稚園等では、就学時健康診断などのほか、特別支援教育の視点から、発達障害等の障害のある幼児に対して就学指導や入学後の支援について連携を進めています。

【現状と課題】

- ① 本市の小中連携は、集合学習を各中学校区で実施するなど、交流を通して中1ギャップ⁴²の解消に向けた取組が行われています。また、財部地区では独自に「財部地域小・中学校活性化委員会」を組織し、地区内の学校間の連携に伝統的に取り組んでいます。
- ② 曾於市教育委員会学力向上対策研究協議会では、学力向上について小中で共通実践事項を定めて取り組んでいます。さらなる連携推進のための方策が求められています。
- ③ 幼児教育の充実のために、主管課である福祉事務所との連携を密にし、幼小連携をさらに推進する必要があります。

⁴⁰ 電子教科書。電子化された教科書データ。パソコンやタブレット型端末などにデータを取り込んで利用する。文章と画像に加えて、音声や映像などの情報を盛り込むことができる。また、教室の電子黒板や他の生徒の電子教科書を、無線LANなどのネットワークで接続することにより、電子黒板の内容を個々の端末に表示したり、各生徒の解答を教室全体で検討したりできる。

⁴¹ 学校における教育の情報化推進の実務的な支援をする人物のこと。教師のICT機器操作の補助や、ICTを活用した授業の打ち合わせなどを行う。

⁴² 中学校入学後に、学習や生活面での大きな環境変化に適應できず、不登校やいじめが増加する現象。ギャップ（大きなずれ）には2つあり、1つは、小学校では少なかった問題行動が、中学校に入ると急増するという、現象としてのギャップ、もう1つは、学校の制度や指導の方法が大きく変化するという環境のギャップである。中1ギャップの問題行動の多くは、中学生になって新しい友人・人間関係が築けなかったり、学習や部活動についていけなかったりすることをきっかけに、本人が自信を失い、不安や不満を募らせることが原因ではないかと考えられている。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 校種間を超えた連携を充実させるために、学力向上対策研究協議会、生活指導連絡会など、既存組織の見直しや機能化に向けた取組を推進します。
- ② 小中連携を推進するために、各中学校区に市小・中連携研修会を設け、小中学校の教職員の交流や研修の充実を図るとともに、乗り入れ授業を進めます。
- ③ 幼・保・こ・小・中連携協議会を設け、幼稚園・保育所・こども園と小学校、小学校と中学校との連携を通して中1ギャップや小1プロブレムなどを防ぐとともに、発達障害などに早期に対応し、特別支援教育の充実を図ります。
- ④ 曾於高等学校を会場に、同校と市内各中学校との交流を図り、生徒指導、進路指導を含めた中高連携の強化に努めます。また、小学生が同校を参観するなどの小高交流を進めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
中学校から小学校への乗り入れ授業	0 回	各中学校 3 回以上

(8) 大学との連携強化**【総括】**

本市では、平成 24 年度に南九州大学との連携協力に関する協定書を結び、教育実習生の受け入れや本市の各種審議会委員への大学職員の委嘱など、協力体制ができつつあります。しかしながら、本市での教育分野での活用が十分でなく、今後の大学施設・人材の活用拡大が課題といえます。

【現状と課題】

- ① 南九州大学には、本市の各種審議会委員への大学職員の委嘱などで専門的立場から意見をいただくなど協力体制ができつつあります。
- ② 南九州大学の教育実習生を受け入れることで、受入校の活性化にもつながり、児童生徒にとっても良い刺激となっています。
- ③ 管理職研修会の会場について大学施設を利用したり、大学教員を研修会の講師に依頼したりするなど、本市における教育分野での活用を進めていきたいと考えます。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 教育相談や教職員の研修会等、大学教員や大学施設の活用を積極的に進めます。
- ② 大学生の児童生徒との交流や教育活動での活用機会等の拡大に努めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
南九州大学による教育相談や研修会への支援	4 回	10 回

(9) 社会の変化に対応した教育の推進

ア 福祉・ボランティア教育の推進

【総括】

全ての学校で総合的な学習の時間を中心に、高齢者や障害者等とのふれあい活動やボランティア活動の体験活動を通して、福祉教育・ボランティア教育への理解を深めています。これからますます高齢化が進む中で、福祉教育・ボランティア教育の推進が重視されています。

【現状と課題】

- ① 全ての学校が、市社会福祉協議会によるボランティア協力校の指定を受け、総合的な学習の時間を中心に福祉教育・ボランティア教育の活動が進められています。今後は、このような活動を充実させ、より一層、福祉教育・ボランティア教育への問題意識を高めていく必要があります。
- ② 福祉教育・ボランティア教育は、地域には多様な人が存在し、多様な生き方があること、自分も社会の一員として地域の様々な人と支え合いながら生きる存在であることに気付かせていくことも目指していることから、地域と一体となった福祉教育・ボランティア教育の推進が今まで以上に求められています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 社会福祉協議会等の関係機関や地域の福祉施設等と連携した福祉教育・ボランティア教育の活動を充実します。
- ② 児童生徒の発達段階に応じ、福祉教育・ボランティア教育への関心や問題意識が高められるような活動に取り組んでいきます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えている割合 (全国学力・学習状況調査質問紙)	50%	80%

イ 消費者教育・主権者教育の推進

【総括】

悪徳商法による被害や多重債務、インターネット関連の消費生活相談の増加など、消費生活に関する社会問題が深刻になっていることから、ライフステージに応じた消費者教育が求められています。学校では、学習指導要領において充実された消費者教育の内容を着実に実施していく必要があります。

また、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをもつことなどが求められています。

【現状と課題】

- ① 学習指導要領では、社会科や家庭科、技術・家庭科などで消費者教育に関する内容が充実されていることから、これらの教科指導を通して消費者教育が行われるようにします。また、学校の教育活動の全体を通して、発達段階に応じた消費者教育を推進します。
- ② これまでも社会科や家庭科、技術・家庭科などで法やきまり、政治や経済について理解を深め、特別活動などでは自発的・自治的な活動を行ってきました。18 歳への選挙権年齢の引き下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実が求められています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 各学校の教育課程の中に消費者教育の全体計画を位置付けます。特に、社会科や家庭科、技術・家庭科など指導計画では、消費者教育に関する内容の部分を明確にし、確実に指導するようにします。
- ② 特別活動の学級活動や児童会・生徒会活動などの自発的・自治的な活動を通して、発達段階に応じた社会参画の意識を高めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
消費者教育・主権者教育の教育課程への位置付け	0 校	23 校(全校)

2 豊かな心を育み、健やかな身体と体力の増進

(1) 道徳教育の充実

【総括】

これまで児童生徒の道徳性や規範意識の向上を目的に、道徳教育の充実に向けた取組を進めてきました。特に道徳授業については、指導法に関する研修会等を開催し、改善に努めてきました。しかしながら、一方でいじめの問題に見られるように、道徳性を高める指導を教育活動全体で取り組むことが課題となっています。

【現状と課題】

- ① 児童生徒の規範意識の低下やいじめの未然防止、早期解決の必要性が指摘されています。基本的な生活習慣や人としてしてはいけないことなど、社会生活を送る上で人間としてもつべき規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養う道徳教育を充実させることは重要です。
- ② 平成 27 年度の学習指導要領の一部改正により道徳が教科化されました。その中では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科道徳」を要として、教育活動全体で推進する道徳教育が重視されています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 道徳教育及びその要となる「特別の教科道徳」の充実を図るために、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制の確立を図ります。
- ② 一人一人の教職員が道徳教育の重要性を認識するとともに、「特別の教科道徳」において「考え、議論する道徳」への転換が図られる授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- ③ 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用を促すとともに、各地域の教育伝承も活用し、道徳教育の充実を努めます。
- ④ 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動をさらに推進するとともに、「特別の教科道徳」と関連させることにより、教育活動全体での道徳教育の充実を図ります。
- ⑤ 青少年育成に関わる関係部局や警察等関係機関との情報交換を行い、道徳性育成のための方向性の共有化を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
道徳の保護者等への公開授業	7 校	23 校(全校)

(2) 生徒指導の充実

【総括】

教職員のいじめに対する意識が高まり、いじめの早期発見・早期解決に結びついていますが、いつでもどの学校でも起こり得るものであり、常に危機意識をもって対応しています。また、深刻な問題行動等もなく、児童生徒はおおむね落ち着いた学校生活を送っています。

しかしながら、不登校の問題に関しては近年増加傾向にあり、依然として厳しい状況にあります。不登校の解消は学校だけで解決されるものではなく、家庭や関係諸機関との連携がより一層求められます。

【現状と課題】

- ① 近年、不登校児童生徒の増加が顕著となっており、関係諸機関との連携に努め、学校への早期復帰等、学ぶ機会の確保が求められています。
- ② いじめ対策推進法に基づいて、軽微なものから指導を行い、重大事態に至ることがないように早期発見、早期解決に努めています。
- ③ インターネット・スマートフォンの普及に伴う SNS 問題やネット依存などといった新たな問題が起きており、今後、より一層、学校、家庭、地域、関係機関等との連携が必要となります。また、情報モラル教育の重要度が以前よりも増してきており、その充実が課題となっています。
- ④ 学校においては、道徳の授業や学校行事などの指導を通して、児童生徒の規範意識や思いやりの心を育てる指導に努めています。
- ⑤ 家庭や地域の教育力の低下により、少年犯罪だけではなく、子どもへの虐待、家庭生活環境の悪化による衛生的、心理的悪影響に起因する不登校や引きこもりの事案が増えつつあり、大きな社会問題となっています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 児童生徒の「心理的安全」の状態をつくるために、教師や仲間との望ましい人間関係を築き、児童生徒一人一人の心の居場所を確保し、失敗や間違いが気持ちよく受け入れられる環境、どの子どもにとっても居心地の良い学級経営の充実に努めます。
- ② 積極的生徒指導の方針のもと、教職員間の日常的な情報交換を頻繁に行い、児童生徒に自己肯定感をもたせる支援・指導を行うとともに、問題行動等の未然防止に努めます。
- ③ いじめや不登校、非行防止のために、学校・家庭・地域社会及び関係機関との連携をより一層進めます。
- ④ スクールカウンセラーや心の教室相談員による教育相談活動の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーによる福祉との連携にも努めます。また、適応指導教室（ふれあい教室）の機能的拡充を図ります。
- ⑤ 児童生徒への虐待防止や家庭環境の把握を確実にを行うために、福祉・保健分野の関係機関との連携を図る「子ども支援連絡会」を推進していきます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
情報モラルに関する授業・研修の実施校	9 校	23 校(全校)
不登校発生率	1.22% (児童生徒 1000 人当たりの出現率)	0.61% (児童生徒 1000 人当たりの出現率)

(3) 人権教育の充実

【総括】

人権教育は、「全ての教育の基本」であり、教育活動全体を通じて、自他の大切さを認めることができる子どもたちを育成する必要があります。また、いじめの未然防止の観点からも、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことや、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度や実践力等を育成する必要があります。

【現状と課題】

- ① 児童生徒一人一人を大切に、愛情をもって接しようとする全ての教職員等の姿勢は人権教育の基盤となるものであり、教職員等は「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった基本姿勢で児童生徒と関わり、チームとなって児童生徒の育ちを全力でつなぐ必要があります。
- ② 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、全ての学校及び地域において地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組み、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進める必要があります。
- ③ 人権教育の啓発については、様々な人権課題に対する取組を一層充実させることが必要です。さらに、いじめや児童虐待といった児童生徒の命に関わる課題に対しても、「子どもの人権」の観点から対応する必要があります。
- ④ 性的マイノリティー⁴³への社会的関心の高まりや部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別解消に係る法律が施行されるなど、人権を取り巻く環境が大きく変化してきています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 「人権教育の全体計画・年間指導計画」や「共通実践事項」等に基づき、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- ② 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることに対応した、各種研修の充実や人権教育資料等の活用を通じ、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- ③ 各種研修会等を通して、児童生徒の自尊感情の育成と人間関係づくりに向けた指導内容・方法の工夫・改善を図るとともに、人権教育の指導者の育成に努めます。
- ④ 学校、家庭、地域等が緊密な連携のもと、積極的に社会教育における人権教育の充実に努めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
校内研修会の年 3 回以上の開催	15 校	23 校(全校)
家庭教育学級(小中学校年 1 回以上)	23 校(全校)	23 校(全校)
高齢者学級(年 1 回以上)	18 学級	18 学級

(4) 郷土教育・体験活動の推進

【総括】

全ての学校で郷土教育の全体計画を作成し、地域素材や人材を積極的に活用しながら、体験活動を通して郷土の良さを体感させる学習が進められています。しかしながら、少子高齢化や過疎化により、地域の良さを伝える指導者が減りつつあります。

⁴³ 同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティー。

【現状と課題】

- ① グローバル化が進展する中で、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心を育むとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育は、グローバル社会の現代にますます重要なものになっています。
- ② 体験活動を学習方法として積極的に取り入れている総合的な学習の時間は、「各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う。」といった趣旨のもと、各学校で取り組まれています。多くの学校で体験だけで終わっているケースもあり、改善の必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 郷土教育の全体計画や地域人材マップ等を踏まえ、地域人材を授業に活用しながら児童生徒が郷土の良さを体感する体験活動を充実させます。
- ② 地域学校協働活動と連携し、児童生徒が地域と協働する体験活動を積極的に取り組んでいきます。
- ③ 児童生徒が地域の行事に参加したり、地域住民が学校の教育活動に参画したりすることを通して、地域全体の活性化を目指します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
学校応援団の活用	学期・各校 3～5 回	学期・各校 5～8 回
地域の行事や活動に参加	13 校 延べ 62 回	各校 年間 6 回以上

(5) 読書活動の推進

【総括】

児童生徒の読書活動は、子どもが言葉を学び、想像力を高め、主体的に生きていくために、欠くことのできないものです。しかしながら、本市の児童生徒の1か月の読書量は、県の平均読書量を下回っています。また、学年が進むにつれて読書離れの傾向もみられます。読書習慣の形成や読書への関心を高めていく必要があります。

【現状と課題】

- ① 読書は、豊かな感性や情緒を育むとともに豊かな言語力を育成する効用があり、学力向上だけでなく、人間形成の観点からも重要なものといえます。
- ② 子ども読書の日を中心とした取組が継続され、また読み聞かせや朝読書の推進など各学校で読書指導の充実など工夫のある取組がなされています。
- ③ 移動図書館車（さんべい号）による市内の各学校への配本や、市立図書館との連携が必要です。
- ④ 保護者の啓発を図りながら、家庭での読書活動の充実を図る必要があります。
- ⑤ 読書離れは、学年が上がるにつれて進む傾向にあります。今後、児童生徒への読書推進の啓発活動や年間を通じた読書活動を推進する必要があります。
- ⑥ 学校図書館施設の整備や蔵書数の拡充など、図書環境の整備も必要となっています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 各学校での読書指導の充実のほか、読み聞かせ活動等を図書ボランティアの協力を得ながら行い、読書好きな児童生徒を増やします。
- ② 児童会、生徒会における委員会活動を中心に、児童生徒相互に読書に対する関心を高め合う取組を推進します。
- ③ 学校図書館と市立図書館との連携を推進し、読書活動の内容充実に努めます。また、移動図書館車による計画的な配本に努めます。
- ④ 学年別の必読書、推薦図書を選定を通して、発達段階に応じた継続的な読書指導と指導内容の工夫・改善を図ります。
- ⑤ 「1日20分読書」運動や我が家の「読書の日」「読書の時間」の設定を呼びかけ、家庭における読書習慣の形成を推進します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
小学生1人当たりの読書量(4年生)	月10冊	月20冊
中学生1人当たりの読書量(2年生)	月6.7冊	月7冊

(6) 安全でおいしい給食の提供と食育の推進

【総括】

市内の3つの「道の駅」との連携により、地元産の農産物を活用した安全・安心な給食の提供が図られ、地産地消を推進しています。

また、学校栄養教諭による郷土料理・行事食の取り入れ、食育⁴⁴週間の実施や情報発信の充実によって、学校給食と学校、保護者が一体となった食育を推進しています。

【現状と課題】

- ① 学校給食は、「学校給食実施基準」に基づいて実施されていますが、安全・安心で美味しい給食提供のため、食中毒、異物混入、食物アレルギーへの対応など衛生意識の高揚や衛生管理の徹底が求められています。
- ② 食生活をめぐる様々な問題が指摘される中、「食育基本法」の下、地場産食材等の利用で食の安全・安心への意識の高揚や理解を図るなど、学校栄養教諭等の専門性を生かした実践が求められています。
- ③ 現在の給食調理の設備及び施設は、著しい老朽化のため改修や更新による調理環境の改善が求められていたことから、平成30年度に策定した「曾於市学校給食センター基本計画」において、新たな給食センターの整備が決定しています。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

成長期の子どもにとって健全な食生活は、心身を育むために欠かせないものであると同時に将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼします。子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を図ります。

① 食育・地産地消の推進

学校給食に地元産の食材を取り入れることによって、児童生徒が地元の農産物に対する認識を深めてもらう目的で、地産地消振興事業を実施しています。今後は、生産者との連携を強化し、学校給食、学校及び保護者と一体となった食育を推進します。

⁴⁴ 食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、さらに食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

② 給食施設・衛生管理の充実

ア 最新の「学校給食衛生管理基準」及び大量調理施設衛生管理マニュアルに準拠した最新の設備と食育推進機能を備えた施設として、現在 4 か所にある学校給食調理施設を 1 つに統合し、新しい学校給食センターの整備を進めます。

イ 学校栄養教諭による指導を通して「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理の徹底を図ります。また、調理・配送業務委託先との給食連絡会を毎月開催し、給食調理環境の改善や調理従事者の安全衛生意識の向上に努めるとともに、緊急時における危機管理体制の構築を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
地元産米の取り入れ (大隅センター) (財部センター)	72.2%	85.0%
	68.0%	75.0%
栄養教諭等を活用した授業実践(1校平均回数)	1.5回	3回

(7) 体力・運動能力の向上

【総括】

本市の児童生徒の体力は、全国、県と同様、低下傾向にあります。前回の計画では、全国水準を目指した取組を実施しましたが、低落傾向に歯止めがかからず深刻な状況となっています。今後、具体的な改善策を実施する必要があります。

【現状と課題】

- ① 本市でも近年の社会環境や生活様式の変化に伴い、日常生活において体を動かす機会が減少している傾向にあります。そのような中、運動やスポーツに興味をもち、積極的に運動する児童生徒とそうでない児童生徒との二極化がみられます。
- ② 本市の児童生徒の体力は、県同様、前回調査に比べて全体的に低下傾向にあります。特に、柔軟性（上体起こし）や瞬発力（立ち幅跳び）に落ち込みがみられ、筋力や投げる力、敏捷性においては、長期低下傾向にあります。
- ③ 本市の各学校では、一校一運動による取組を実施し、体力向上の推進に努めています。また、「チャレンジ鹿児島」に挑戦する学校も年々増えてきており、各種目において上位入賞を果たす学校もみられるようになりました。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 体力向上を達成するために、運動の楽しさを味わい、運動量を確保した（汗が出る、心拍数が上がる程度の強度）学習指導の工夫改善を推進し、教科体育の充実を図ります。
- ② 各学校では、体力運動能力調査の実施と結果の活用に努め、一校一運動など実態に応じた具体的な向上策を講じるとともに、運動に親しむ習慣の形成に努め、運動の日常化を推進します。
- ③ 「チャレンジ鹿児島」への積極的な取組を促進し、体育・スポーツへの興味・関心を高め、日常化につなげられるような啓発活動を行います。
- ④ 自己体力の認識を深め、日常的な体力向上を意識化させるために、目標設定や振り返り等、年間を通した体力ナビの積極的な活用を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
体力・運動能力調査 種目別県比較達成率	12.5%	50.0%
体力ナビの活用	30%	100%

(8) 健康教育（学校保健）の充実

【総括】

近年、本市においても生活習慣の乱れや食生活の偏りなど健康に課題を抱える児童生徒が増えています。また、アレルギー疾患や心の病など特別な配慮が必要な児童生徒も増えています。今後、このような保健課題に応じた組織活動や関係機関との連携について検討する必要があります。

【現状と課題】

- ① 健康教育は、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うものでありますが、自らの健康や身体に無関心な児童生徒もみられます。
- ② 虫歯の治療率が前計画より若干改善されましたが、約 58 パーセントに留まっており、今なお保護者の我が子の健康に対する関心の低さが心配されます。
- ③ 夏場の熱中症、冬場の感染症等、季節特有の疾病等について、学校全体で配慮を要する時期があり、正しい対処法が求められます。
- ④ 学校保健委員会の充実と学校、学校医、行政との連携を推進する必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 保健体育や特別活動を中核に、教育活動全体で健康教育の充実に努めます。
- ② 定期的な食物アレルギーの実態調査と緊急時マニュアルの点検を確実にを行い、教職員の研修に努めます。
- ③ 薬物乱用防止教育や性に関する指導など、現代的な健康課題について、積極的に取り組むとともに、保護者への啓発を進めます。
- ④ 熱中症や感染症といった季節特有の疾病等に関して、正しい知識と対処・予防法を理解し身に付けられるよう、情報提供を行うなど啓発を進めていきます。
- ⑤ 教職員、保護者、学校医が連携して取り組む学校保健委員会の充実に努めます。
- ⑥ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等との連携を図り、保健教育や保健管理の充実・整備に努めます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
むし歯治療率	57.9%	70.0%
DMFT指数(小学校)	1.31	0.9

※DMFT=(むし歯(D)+むし歯の抜歯(M)+むし歯の修復(F))÷被検者数(T)

3 学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の整備

(1) 社会に開かれた学校づくりの推進

【総括】

全ての学校で地域に根差した学校づくりに取り組んでおり、学校行事や県民週間など、地域住民の参加も増えてきています。これからの学校教育では、今まで以上に社会との連携・協働により教育を充実させる「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

【現状と課題】

- ① 平成 15 年から実施している「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」は、全ての学校が取り組んでおり、毎年多くの市民が参加するなど定着されてきています。今後も、市民の方々に各学校の教育に対して関心をもってもらい、より一層の連携と協力が図られるよう県民週間の取組を充実していく必要があります。
- ② 平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、地域社会と学校との連携協力体制を整備し、地域学校協働活動ができるようになりました。「社会に開かれた教育課程」の実現のためには、この地域学校協働活動を授業に活用していく必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 各学校に定着してきた「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」に多くの市民が参加してもらえるような取組を工夫・充実させていきます。
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現のため、地域学校協働活動を授業に取り入れていきます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
地域が育む「かごしまの教育県民週間」での学校訪問者数	延べ 6,196 人	延べ 8,000 人

(2) 学校運営の充実

【総括】

管理職研修会を実践的な内容にしたり、学校訪問等で校長の経営方針や運営にアドバイスしたりして、落ち着いた学校運営が維持できています。また、学校評議員制度の導入により、学校運営に地域の意見が活かされるようになっていきます。これからの学校運営は、より一層「地域とともにある学校づくり」を目指す必要があります。

【現状と課題】

- ① 平成 21 年から導入している「学校評議員会」は、全ての学校が取り組んでおり、学校運営全般について意見をもらったり、評価・検証したりして、学校運営の改善や地域・保護者に信頼される学校づくりに生かしています。
- ② 平成 29 年 4 月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、「地域とともにある学校づくり」を目指して、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置が努力義務となっています。コミュニティ・スクールの設置により、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 学校運営のビジョンを共有したり、学校運営に意見を反映したりするなどして、学校と地域住民等が一体となって学校運営に取り組めるよう、各学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会)を設置します。
- ② コミュニティ・スクール(学校運営協議会)が、「地域とともにある学校づくり」を実現させるために、地域学校協働活動を充実させます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の設置	0 校	23 校(全校)

(3) 教職員の資質向上

【総括】

「教育は人なり」といわれるように、学校における教育の成果は、教職員の個々の意欲と資質・能力に負うところが極めて大きいといえます。また、信頼される学校づくりのため、教職員の資質向上を図る必要があります。本市でも、教育講演会や各種研修会を開催し、指導力の向上に取り組んでいますが、教職員の資質向上をさらに進めていく必要があります。

【現状と課題】

- ① 教職員の資質向上としては、国、県、市などそれぞれの段階で様々な研修がなされていますが、内容がニーズに合っていないかったり、形式的でマンネリ化していたりする研修について、効率的かつ効果的な研修に充実させていく必要があります。
- ② ミドルリーダー⁴⁵先進地派遣研修などにより、ミドルリーダーの育成に力を入れてきました。今後も、ミドルリーダーが培ってきた資質・能力等を十分に発揮できるようにしていく必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① フレッシュ研修⁴⁶、ステップアップ研修⁴⁷、パワーアップ研修⁴⁸など法定研修の充実を図るとともに、教員免許更新講習などを活用して、「かごしま教員育成指標⁴⁹」を意識した教職員のライフステージに応じたキャリアアップを推進します。
- ② 短期研修、長期研修など県総合教育センターなどの研修の積極的な受講を推進します。
- ③ 教職員のニーズの把握に努め、市教育委員会が主催する教育講演会や教職員の資質向上のための研修会等を効率的かつ効果的なものに充実させていきます。また、市教育委員会主催の夏季研修会への参加を推進します。

⁴⁵ 校長・教頭の下で、教職員集団をとりまとめる主幹教諭および主任教諭をいう。

⁴⁶ 初任校研修。新任教員及び任用2年目、3年目の教員に対し、教育公務員特例法第21条及び第23条の規定や「かごしま教員育成指標」及び「鹿児島県教員等研修計画」に示された方針に基づき、現職研修の一環として、新規採用後の3年間の研修を実施し、教員としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を得させるとともに、地域の一員としての自覚を確立する。

⁴⁷ 5年経験者研修。在職期間が5年を超えた教諭に対し、学習指導、生徒指導及び専門的な研修を行うことにより、資質の向上と新たな意識の高揚を図るもの。

⁴⁸ 中堅教諭等資質向上研修。教育公務員特例法第24条の規定に基づき、教諭に対し、個々の能力や適性等に応じた研修、中堅教諭等としての専門性に関する研修等を実施し、資質の向上を図るもの。

⁴⁹ 学校現場において、新学習指導要領の実施に向けた教員の資質向上が求められる状況や、ベテランから若手へのノウハウの伝達が困難となっている状況を始めとするさまざまな教育課題を踏まえ、平成28年11月教育公務員特例法が改正された。同法では、公立の小中学校等の校長及び教員の任命権者は、地域の実情に応じ、校長及び教員としての資質の向上を図るための「指標」を定めることが義務づけられ、本県においても、大学関係者を含む関係機関の委員による協議会を実施し、県の特性や実情に応じた指標を平成29年12月に策定している。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
児童生徒が話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う割合(全国学力・学習状況調査質問紙)	31.8%	40%

(4) 各種補助金・育英奨学金制度の充実**【総括】**

学校の学習活動を支援し、また、遠距離通学等に係る保護者負担の軽減を図るため、各種補助金を充実してきました。

向学心に富み、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒が安心して学べるように、また有能な人材を育成するために、借りやすく返しやすい奨学資金制度となるよう改善しました。

平成 29 年度から市外の学校に進学時の保護者負担の軽減を図るため入学支度金制度を創設しました。

【現状と課題】

- ① 「特色ある学校づくり推進事業補助金」については、事業に取り組む姿勢に隔たりが見受けられ、本来の趣旨に添った有効な事業であるかの検証が必要と思われます。
- ② 奨学金の納期内収納率が低下しており、貸付資金の不足が危惧されます。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 補助金の有効活用を図るため、補助制度の見直しを進めます。
- ② 奨学資金については、現年度分の収納率を向上することによって過年度分の発生を抑制する必要があります。このため、督促の励行、催告書の発送など徴収事務の徹底を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
奨学資金償還金現年度分(徴収率)	85.8%	95.0%

(5) 安全・安心な学校施設の整備**【総括】**

耐震診断(2次)の結果に基づいて、Is 値 が 0.7 未満の学校施設について耐震化を完了しました。また、非構造部材の耐震化改修については、改築予定の岩川小学校を除いて、改修が必要な小学校校舎の外壁については完了しましたが、屋内運動場については、7校完了できませんでした。

【現状と課題】

- ① 小学校においては、昭和 40 年代から 50 年代に建設された建物が多く、築年数 40 年を経過した校舎が 3 割強を占めている状況です。岩川小学校及び末吉小学校の改築の計画はありますが、全ての小学校を改築することは、厳しい財政状況に加えて、今後、ますます進んでいく少子化社会の中では困難と思われる。このため、長寿命化による大規模改修により、年度の上限額を設定し、事業費(量)の平準化を進める必要があります。

- ② これまでは、施設設備に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型の管理でしたが、これからは計画的に施設設備の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する「予防保全」型の管理へと転換を目指すことが求められます。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

学校施設の老朽化対策を進めるに当たっては、劣化した施設について単に建築時の状態に近づけるだけでなく、時代のニーズに対応した学校施設へと転換を図る必要があります。その際には、安全・安心な施設環境の確保、教育環境の質的向上、地域コミュニティ・防災の拠点形成を目指して再生を行うことが重要となります。

- ① 岩川小学校及び末吉小学校の校舎については、築年数や劣化状況等を総合的に判断の上、危険建物改築事業による整備に取り組みます。
- ② 上記以外の小学校や屋内運動場については、国の防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事）や長寿命化改良事業、大規模改造事業による再生整備に取り組みます。
- ③ 各学校において、学校安全計画に基づく安全点検（法定点検）を機能化・画一化するとともに、リスクマネジメント体制の構築を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
学校施設の耐震化率	97.4%	100% (2次診断による)
非構造部材の耐震化率	0.0%	100%
小学校施設整備実施計画	無	策定 (事業化の推進)
トイレの洋式化率	39.7%	55%
体育館スロープ化率	10 校	23 校(全校)

(6) 曾於高等学校の支援

【総括】

平成 26 年度から曾於高等学校の充実・活性化に資するとともに、本市教育の振興を図ることを目的として同校へ総合的な支援策を始めました。各種補助金や賞賜金については、保護者等へのアンケートを実施し、補助金等の効果や今後の必要性について検証してきました。

中学校スクールバス活用事業は、路線バス運行会社等と調整を図り、朝課外に対応できるようになりました。

【現状と課題】

- ① 学生等に係る支援対策事業は、ア～オを実施しています。
 - ア 曾於市中学校スクールバス活用事業
 - イ 制服等購入費補助事業
 - ウ 遠距離通学費補助事業
 - エ 資格取得費補助事業
 - オ 大学等進学祝金贈呈事業
- ② 曾於高等学校に対する支援対策事業は、カ～ケを実施しています。
 - カ 部活動活性化支援事業
 - キ 全国大会等出場支援事業
 - ク 夢実現チャレンジ支援事業
 - ケ 広報支援事業

- ③ 少子化に伴う入学者数の減少とともに、宮崎県都城市等への生徒の流出がみられます。曾於高等学校の意向やこれらの実情等を分析し、現状にあった支援対策事業となるよう、適宜、見直しを行う必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 各種補助金は、アンケートを実施し、有効性を確認する必要があります。
- ② 支援事業について、曾於高等学校の意見を反映できるように、情報交換会等を実施していきます。
- ③ 大学等進学祝金贈呈事業は、実績等を分析し、効果を検証します。効果が認められなければ、見直しを行います。
- ④ 今後の生徒数の推移を考慮した上で、私立専願希望者の増加、宮崎県都城市への生徒の流出傾向等を勘案し、毎年 160 名の入学者確保を目指します。
- ⑤ より高い目標としては、曾於高等学校の実績を地域に浸透させることで、特に文理科、普通科の入学者数を増やし、毎年 180 名の入学者確保を目指します。

【数値目標】

項目		現状値			目標値
		令和元年度			令和 6 年度
		1 年生	2 年生	3 年生	
曾於高等学校における 在校生数	文理科	17 名	15 名	12 名	合計 180 名
	普通科	26 名	32 名	40 名	
	畜産食農科	40 名	40 名	30 名	
	機械電子科	40 名	22 名	39 名	
	商業科	34 名	40 名	38 名	
	合計	157 名	149 名	159 名	

4 地域全体で取り組む教育の推進

(1) 地域の教育力の向上

【総括】

教育の原点である家庭や地域社会の教育力は、低下の傾向にあり、家庭・地域・学校が連携して、家庭・地域教育力を高め、社会全体で子どもを育てていくことが必要です。

【現状と課題】

- ① 各種団体の協力を得て、地域の資源や人材を活用した学習や体験活動等による交流を通して、人間性豊かで思いやりのある心を持ち、自立できる青少年を育成・支援するため、地域教育力の向上を図る必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 単位 P T A ・市 P T A 連絡協議会と連携しながら P T A 活動の充実に努めます。
- ② 地域住民が様々な活動を通して住民同士の交流を深め、心の通い合う地域づくりを実践します。
- ③ 各種団体の育成を図り、活動の支援に努めます。
- ④ 地区公民館活動の支援と育成に努め、活性化を図ります。

(2) 家庭の教育力の向上

【総括】

家庭教育学級⁵⁰等を開催し、家庭の教育力の向上を図ってきました。しかしながら、より早い段階である乳幼児を持つ家庭への教育が必要です。

【現状と課題】

- ① 家庭の教育力の低下が指摘されるなど、地域全体で家庭教育の支援に取り組む必要性が高まっています。また、家庭教育支援条例制定の趣旨を踏まえ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備が必要です。
- ② 学校・家庭・地域・保健福祉関係機関・団体と連携し、学習機会の提供や相談体制の整備、家庭教育に関する情報の提供等、家庭教育支援を推進する必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 保護者に対する学習の機会及び情報の提供に努めます。
- ② 幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校の保護者、さらには乳幼児を持つ保護者を対象に家庭教育学級を開設します。
- ③ 子育てに関する研修会をPTA主催で開催します。また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成30年度	令和6年度
家庭教育学級の開設 (幼稚園, 保育所, こども園)	7か所	19か所
乳幼児子育て講座の開設	0回	12回

(3) 夢実現にチャレンジする青少年の育成

【総括】

子ども会活動については、少子化及び自治会の未加入により組織が衰退しています。今後は自治会の枠を越えた広域活動が求められています。

【現状と課題】

- ① 少子化等の影響で単位子ども会が組織できない地域が多く、また、スポーツ少年団や中学校部活動等、子どもたちの体験活動を支援する環境が少なくなっています。
- ② 今後は、広域で子ども会を再編成するなどし、地域子ども会活動に積極的に参加させ、学校・家庭・地域の融合・連携により青少年の社会体験や自然体験の機会を拡充する必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 青少年指導員の協力を得て、子ども会加入の啓発と単位子ども会の各状況に応じ統合を視野に入れた再編成に努めます。
- ② 地域での青少年育成活動に対し相談体制を整え、安心・安全な環境づくりを目指します。
- ③ 青少年育成事業を充実させ、夢実現にチャレンジする青少年を育成します。

- ア 青少年研修事業：登山の体験や史跡・文化施設等の参観により、広い視野を持った、心身ともにたくましく、常に夢実現にチャレンジする青少年の育成を目的として実施します。
- イ 青少年国際交流事業：中高校生が国際交流することによって、異言語・異文化・異習慣に

⁵⁰ 保護者が家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもへの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の共通の問題を、一定期間にわたって、計画的に、継続して学習する場。

触れながら識見を広め、国際社会に適応できる豊かな国際感覚を備えた青少年の育成を目的に実施します。

- ウ 青少年リーダー研修事業：日常の家庭や学校生活、地域活動では得ることのできない体験をさせることにより、広い視野を持ち、心身ともにたくましく思いやりのある青少年の育成を目的として推進します。
- エ 子ども会交流：市内小・中学校の代表児童生徒が日常生活の中で感じたことや思っていることの見聞発表やわくわく体験コーナーなどを設け、健全な青少年の育成を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
曾於市子どもフェスタの開催(参加者数)	470 人	800 人

5 とともに学び触れ合い、自己実現を可能にする生涯学習の推進

(1) 生涯学習機会の拡充

【総括】

前期計画では、「趣味的講座」から「まちづくりを学ぶ講座」の転換及び「自主講座」への移行と類似講座の統合により中身の充実を図る目標を設定しましたが、今後さらに手法を検討する必要があります。

【現状と課題】

- ① 市民の生涯学習に対する意識は、従前にも増して高まりつつあり、ニーズも多様化しています。
- ② 講座受講生をさらに育成し、市民自ら学ぶ「自主講座」への移行を推進する必要があります。
- ③ 住民と行政が連携した「共生・協働の社会」を目指し、市民参加のまちづくりを推進するためには、様々な情報や学習機会の提供を図り、市民が積極的にまちづくりに参画できる環境の整備が課題です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 「趣味的講座」から「まちづくりを学ぶ講座」の転換及び「自主講座」への移行を促進します。
- ② 生涯学習は、子どもから高齢者まで、様々な領域にわたり、多様化しています。それらのニーズに対応した学習のプログラムを企画するとともに、各種講座の内容を充実し、より多くの学習機会の提供を図ります。
- ③ 生涯学習で学んだ成果をまちづくりに生かしていく体制や学んだ成果を発表する機会を充実します。
- ④ 生涯学習等に関する相談にいつでも応じられるように、相談機能を充実させ、適切な情報提供や助言ができるような体制を整備します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
生涯学習講座受講率(対人口)	9.2%	11.0%

(2) 生涯学習団体の育成と連携強化

【総括】

市民の生涯学習に対する意識は、従前に増して高まりつつあり、ニーズも多様化しているところではある。

【現状と課題】

- ① 市民と行政が連携した「共生・協働の社会」を目指すため、市民が積極的に生涯学習に取り組む、まちづくりに参加する必要があります。このために、様々な情報や学習機会の場を提供することが課題です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 生涯学習によるまちづくりを推進していくためには組織が重要であり、生涯学習団体の育成には、体系的に生涯学習環境の整備が不可欠なことから、団体と行政の協働関係を重視した推進体制を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
文化協会会員数の割合(対人口)	3%	4%

(3) 「読書のまち」の推進

【総括】

「市民の本に親しむ心を育てる楽しく活力ある図書館づくり」を目指して様々な施策を実施してきました。図書資料も着実に充実し、地域における「知の拠点」として市民に利用されています。

【現状と課題】

- ① 図書館では資料提供を基本として、それに伴う事業やあらゆる年齢層に応じた資料を揃え、質の高いサービスの提供を行えるよう事業を展開する必要があります。
- ② 昼間人口の頻繁な移動により都城定住圏内の人の交流が盛んであり、圏内の図書館の相互貸出等を可能にするためにも蔵書データの共有を図ることが課題です。
- ③ 本の購入に伴い、閉架書庫⁵¹の増設が必要となってくる状況にあり、容積の増大が課題です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 読書は、人間の成長や自己形成にとって重要であり、特に幼児期に読書習慣を身に付けることは生涯において計り知れない価値があるといえます。幼少期から、本に親しむ環境づくりに取り組みます。
- ② 都城定住圏域内の図書館と連携を可能とするシステムの構築を検討します。
- ③ 閉架書庫については、状況により計画します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
利用者数	49,599 人	60,000 人
貸出人数	43,868 人	50,000 人
貸出冊数	161,889 冊	180,000 冊

⁵¹ 図書館や図書室で、利用者を書庫に入れず、請求によってその図書だけ渡す仕組み。

6 郷土の伝統・文化の伝承と地域に根ざした芸術文化活動の充実

(1) 未来に伝える文化財の保存と活用

【総括】

地域の文化財は、地域が守るという意識の向上を目指し、少しずつですが理解されてきています。郷土の歴史や文化財を身近なものに感じてもらうためにも、今後も推進する必要があります。また、埋もれている歴史・文化財の掘り起こしや新たな価値付けを行い、未来に伝えていくことも必要です。

【現状と課題】

- ① 末吉歴史民俗資料館、大隅郷土館、財部郷土館は保存伝承拠点として整備され、歴史の学習の場として利用されていますが、利用者数が伸び悩んでいるのが現状です。
- ② 埋蔵文化財については、開発事業との調整を図りながら、発掘調査及び報告書作成について進めています。併せて、3 資料館及び埋蔵文化財センターの企画展示等を計画し、広く市民に理解を求めていく必要があります。
- ③ 歴史資料としての郷土史は合併までの旧 3 町について編纂が終了しましたが、曾於市史の編纂に向けて、資料を収集する必要があります。
- ④ 郷土の歴史に関心を持ち、地元に残る文化財に誇りを持ってもらうよう意識を醸成することが大切です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 3 資料館の展示内容の定期的な更新と分かりやすい展示説明を表示し、パンフレット等の更新及び内容の充実を図り、市民への周知を図ります。
- ② 文化財保存の住民意識の高揚については、地域の文化財は地域が守るという意識を啓発します。また、保存・保護活動の充実については、未指定のものは記録調査を進め、保存に努めます。さらに、地域にとって特に重要な文化財は市指定とし、保存や周知を図っていきます。
- ③ 曾於市史の編纂に向けて、資料の収集に努めます。
- ④ 地域ならではの特色ある史跡や個性的な伝統行事等と連携を図りながら推進します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
市指定文化財件数	88 件	92 件

(2) 伝統芸能の保存と継承

【総括】

伝統芸能の継承のため、発表の機会を多く設定し、保存・周知に努めています。

【現状と課題】

- ① 伝統芸能の保存団体は、構成員の高齢化が年々進み、担い手も不足しているため、伝承が難しい団体が見受けられるのが現状です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 郷土を愛する心を育むため、若い世代の伝承活動への参加を促します。
- ② 民俗芸能団体（現在 13 団体）を今後も維持できるように努めます。

(3) 芸術文化活動の促進と支援

【総括】

芸術文化に親しむ場や機会の提供を図ってきました。市民総参加の文化のまちづくりの推進については、一部地域団体において図られています。

【現状と課題】

- ① 市民の感性を培い、心豊かで住みよいまちづくりを進めていくために、芸術文化活動は必要不可欠な要素です。
- ② 末吉総合センター、大隅文化会館、財部きらめきセンターを芸術文化の振興拠点として、自主文化事業を通じ、芸術鑑賞の場として、また、芸術文化の市民の発表の場及び自主講座の拠点として広く市民に利用されています。
- ③ 自主文化事業においては、市民のニーズに沿わない公演もあり、鑑賞の機会の回数を増やすのではなく、より質の高い、市民のニーズに沿った公演を行うことが課題です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① より芸術文化性の高く、市民のニーズに沿った公演を自主文化事業として鑑賞する場を提供し、市民の文化活動の活性化を図ります。
- ② 芸術文化に触れ合う機会が少ない青少年への事業の提供や発表の機会を広く提供します。
- ③ 市民参加型のイベントを充実させ、芸術文化団体の方々が暮らしに彩りを添え、心豊かに生きていくために、誰もが気軽に芸術文化活動ができるよう環境を整えます。

(4) 特色ある文化活動の充実・推進

【総括】

本市で特色ある文化活動といえば、合併前から実施されてきた吉井淳二記念展です。この展覧会の実施で、市民の絵に対する意識が高まり、「絵のまち そお」が定着しつつあります。

【現状と課題】

- ① 展覧会への公募点数については、一般の部で減少傾向にありますが、高校生の部では、生徒の減少を加味すると上昇傾向にあると考えられます。
- ② 鑑賞者数については、ピーク時からすると少々減少しています。
- ③ 吉井淳二画伯の没後、事業内容を模索している現状にあります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 吉井淳二画伯自らの審査によって、鹿児島県内の絵画の登竜門としての役目を負ってきたところですが、画伯の没後も以前と同様に県内の絵画の登竜門となるよう、応募や審査の在り方を検討していきます。
- ② 中学校への啓発、普及や美術協会等組織の充実に係る支援を実施し、底辺の拡大に努めます。
- ③ 各分野における応募作品が質・量ともに充実するような取組を目指します。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
吉井淳二記念展 応募点数（一般の部）	164 点	200 点
吉井淳二記念展 応募点数（高校生の部）	146 点	200 点

7 健康で活力あふれた生涯スポーツの推進

(1) スポーツイベントの推進

【総括】

特色あるスポーツイベントとして、カヌー大会等を継続して行いました。特にカヌーは、市内の小学生を中心にカヌー教室・大会の開催で競技力の向上につながっています。健康づくり駅伝大会も市外からも多くの参加があり、参加者の健康維持に大きく寄与しています。

【現状と課題】

- ① 各イベントとも参加者が固定化されないように内容を工夫し、参加者を増やす取組が必要です。
- ② また、市主催から、地域の積極的な活力や各種団体等の専門性を生かしたイベントへ移行していく必要があります。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① スポーツ推進委員と連携し、各イベントの改善を行い、特色ある大会を継続的に実施していきます。
- ② 新しいイベント、既存のものを見直しをしていきます。
- ③ 各種団体の専門性を生かし、地域の主催イベントを積極的に推進していきます。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
カヌー大会(参加者数)	138 人	230 人
健康づくり駅伝大会(参加者数)	308 人	400 人

(2) スポーツ団体の育成支援と競技スポーツの振興

【総括】

各種団体の活性化のために効率的な育成補助金を交付してきました。また、競技力拡大のために、スポーツ教室等を開催し、競技人口の拡大及び競技力の向上を図っています。

【現状と課題】

- ① 育成補助金の交付及び体育協会の講習会等で競技力の向上を図っており、その結果として一部競技において、優秀な成績を収めている団体も出てきました。
- ② 総合型地域スポーツクラブが設立され、今後は取組の支援を図り、将来に向けて、結果を反映できる団体の支援と育成を広げていくことが課題です。

【施策が目指す方向及び具体的な取組】

- ① 市民がより積極的にスポーツに取り組む機会が得られるようにするためには、各団体の育成、基盤強化が不可欠であるため、引き続き団体育成補助金等の効率的な運用を図ります。

【数値目標】

項目	現状値	目標値
	平成 30 年度	令和 6 年度
体育協会加盟団体数	27 団体	30 団体

第4編 事業計画

※このページは白紙です

第1章 事業計画の趣旨

1 事業計画策定の趣旨

事業計画は、各論に掲げた施策の方向を受けて、計画期間内に重点的に実施すべき事業として策定し、その具体的内容を明らかにしたものです。

事業計画の推進に当たっては、計画目標等を指針とするとともに施策の優先度や重要性を勘案しながら、計画的かつ効果的な事業の推進に努めます。

2 事業計画の期間

事業計画の期間を、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年次とする5か年計画とします。

図表: 事業計画の期間

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2次曾於市総合振興計画 (前期計画)		第2次曾於市総合振興計画 (後期計画)					次期計画 →				
	見直し	曾於市教育振興基本計画									
		(前期計画)					(後期計画)				
		事業計画期間									

第2章 前期事業計画の内容

事業計画期間内において、重点的に実施すべき事業は、次のとおりです。

1 確かな学力を身に付け、自立する力を育む教育の推進

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
1-1-1	県・地区指定研究協力校	県・地区指定研究協力校の指定を受け、学力向上の取組を図る。	○	○	○	○	○
1-1-2	市学力向上対策研究協議会研究員部会（定例会・夏季研修会）	曾於市内の中核教員（ミドルリーダー）の資質向上と各教職員の授業力ならびに児童生徒の学力向上を図る。	○	○	○	○	○
1-1-3	ミドルリーダー先進地派遣研修	学力に関する先進地視察を通じた授業改善とミドルリーダーの育成を図る。	○	○	○	○	○
1-1-4	支援員の配置と研修会の実施（学力向上に関して）	支援員を配置するとともに研修会を実施し、授業における授業支援の在り方や学習補助のためのスキルの向上を図る。	○	○	○	○	○
1-1-5	全国学力・学習状況調査	全国の児童生徒を対象とした本調査の実施とその分析等を通して、授業改善等を図る。	○	○	○	○	○
1-1-6	鹿児島学習定着度調査	本県の児童生徒を対象とした本調査の実施とその分析等を通して、授業改善等を図る。	○	○	○	○	○
1-1-7	NR T学力検査	本市の児童生徒を対象とした本調査の実施とその分析等を通して、授業改善等を図るとともに、知能と学力の相関を調べ、個に応じた指導に生かす。	○	○	○	○	○
1-1-8	「主体的・対話的で深い学び」の実現による学力向上プログラム	校内研修を中心に、各学校に指導主事を派遣し、授業改善を図る。	○	○	○	○	○
1-1-9	県総合教育センター等の講座の計画的受講推進	短期研修等の受講を推進し、教員の資質向上を図る。	○	○	○	○	○
1-1-10	各種検定料補助金事業（英語検定）	英語検定受験料の助成を行い、より多くの児童生徒の受験促進を図る。	○	△	△	△	△
1-1-11	AA I 習適応性検査	本調査を通して、個に応じた指導に生かす。	○	○	○	○	○
1-1-12	Q-Uテスト	本調査を通して、各担当が個々の児童生徒の学校生活の状況をつかむとともに、学級経営に生かすことを目指す。	○	○	○	○	○
1-2-1	外国語指導助手（ALT）、日本人外国語指導助手の活用	小・中学校の外国語に関する授業を支援するとともに、国際理解の促進を図る。	○	○	○	○	○
1-2-2	夏休み英会話講座（7月）	小学生を対象に地区ごとに開催し、英会話への興味を高め、コミュニケーション能力の素地を養う。	○	○	○	○	○
1-3-1	個別の指導計画・教育支援計画の作成	両計画の作成を行うとともに、適切な評価、改善を通して児童生徒の個々の実態に応じた指導に生かす。	○	○	○	○	○
1-3-2	校内委員会の設置	就学指導についての研修の充実と校内研修体制の確立を図る。	○	○	○	○	○
1-3-3	幼・保・こ・小・中連携協議会（7月）	切れ目のない支援体制の構築を目指し、情報交換や特別支援教育に関する講話等を実施する。	○	○	○	○	○
1-3-4	特別支援学級担当者会（5・7月）	特別支援学級担任を対象に実施し、特別支援教育に関する専門性を高める。	○	○	○	○	○
1-3-5	支援員の配置と研修会（特別支援教育に関して）	支援員を配置するとともに、研修会を実施し、支援を要する児童生徒への支援の在り方や補助のためのスキルの向上を図る。	○	○	○	○	○
1-3-6	特別支援連携協議会（6・10月）	各関係機関との連携を通して、障害のある児童生徒の支援体制の整備を図る。	○	○	○	○	○
1-3-7	特別支援教育担当者による幼稚園、保育所、こども園等訪問、小・中学校訪問、関係機関との連携	スムーズな連携と特別支援教育に関する理解・啓発を図る。	○	○	○	○	○
1-3-8	教育支援指導委員会（6月、8月、11月）	障害のある幼児及び児童生徒の適正な就学を図る。	○	○	○	○	○

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
1-3-9	市教育相談（8・10月）	障害のある幼児及び児童生徒，ならびにその保護者を対象に実施し，適正な就学を図る。	○	○	○	○	○
1-3-10	牧之原養護学校との連携促進	市の研修会や校内研修等へ養護学校教諭の派遣を依頼し，本市の特別支援教育の充実を図る。	○	○	○	○	○
1-3-11	移行支援シートの活用	切れ目のない支援体制の構築を目指し，障害のある幼児及び児童生徒を中心に移行支援シートを作成し，活用する。	○	○	○	○	○
1-4-1	地区へき教連協議会研究会への積極的参加の奨励	複式・少人数学級の相互研修を進め，その特性を生かした指導の充実を図る。	○	○	○	○	○
1-4-2	小規模校集合学習	小規模校の児童同士が共に学習することにより，学習経験を豊かにし，交流の輪を広げる。	○	○	○	○	○
1-4-3	観察実験アシスタントの配置	小学校における理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等の補助を行う。	○	○	○	○	○
1-5-1	職業観を育てるキャリア教育の推進	自らの生き方を主体的に考える発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進する。	○	○	○	○	○
1-5-2	職場体験活動の充実	企業や経済団体などの関係機関との連携・協力を推進し，職場体験学習の充実を図る。	○	○	○	○	○
1-6-1	I C T 支援員派遣事業	I C T を活用した授業支援，教育機器等の整備補助及び職員向け研修（機器操作等）を推進する。	○	○	○	○	○
1-6-2	電子黒板更新等検討委員会	電子黒板及び周辺機器の更新に係る検討や計画の策定を行う。	○	○	○	×	×
1-8-1	各種審議会委員への委嘱	教育委員会が主催する各種審議会の委員を大学の教員へ委嘱することを通して連携を深める。	○	○	○	○	○
1-8-2	教育実習生の受け入れ	教育実習生の受け入れ依頼がある場合は，積極的に受け入れ，学生と児童生徒の交流を深める。	○	○	○	○	○
1-8-3	市主催研修会，職員研修における講師招へい	教育委員会主催の研修会や職員研修等に積極的に大学の教員を招聘し，連携を深める。	○	○	○	○	○
1-9-1	ボランティア協力校	市社会福祉協議会が指定するボランティア協力校を受け，連携して福祉・ボランティア活動を推進する。	○	○	○	○	○
1-9-2	全体計画の作成	社会の変化に対応した消費者教育・主権者教育を進めるために教育課程に全体計画を位置付ける。	×	×	○	○	○

2 豊かな心を育み，健やかな身体と体力の増進

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
2-1-1	道徳の教科化に対応した授業改善	1 単位時間の授業の流れを記した年間指導計画の策定と内容の充実改善を図る。	○	○	○	○	○
2-1-2	「生命尊重に関する指導」の全体計画・指導計画の見直し	各教科・領域における「生命尊重」に関する内容の有機的関連を図り，指導の効果を高める。	○	○	○	○	○
2-1-3	校内研究授業の推進	教員の道徳授業に関する資質や能力の向上を図る。	○	○	○	○	○
2-1-4	授業参観等での道徳授業の実施	「かごしまの教育県民週間」や「いじめを考える週間」等において道徳授業を実践する。	○	○	○	○	○
2-1-5	道徳の評価に関する研究推進	指導と評価の一体化を図る道徳科の評価を工夫改善する。	○	○	○	○	○
2-2-1	生徒指導主任等研修会	各小中学校の生徒指導主任等担当者が各学校の課題等を解決したり，問題行動等の状況を情報交換したりするなど生徒指導に関する資質の向上を図る。	○	○	○	○	○
2-2-2	校外生活指導連絡会	市 PTA 連合会と協力し，校外における児童生徒の望ましい生活態度を育成する。	○	○	○	○	○
2-2-3	スクールソーシャルワーカー配置事業	主に福祉的な面から保護者を支援し，児童生徒の生活状況を改善する。	○	○	○	○	○

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
2-2-4	適応指導教室の設置及び指導員の配置, 教育相談コーディネーターの配置, 電話相談の実施	不登校児童生徒等の早期の学校復帰を含めた学習機会の確保及び保護への教育相談・指導を行う。	○	○	○	○	○
2-2-5	心の教室相談員の配置	各中学校区における児童生徒及び保護者の教育相談を行い, 関係諸機関に繋ぐ。	○	○	○	○	○
2-2-6	教育相談員等連絡会(月1回)	心の教室相談員, スクールソーシャルワーカー, 適応指導教室指導員, 指導主事(生徒指導担当)が, 事例研究, 連絡調整, 情報交換を行う。	○	○	○	○	○
2-2-7	学警連携	児童生徒の問題行動等に関する情報交換や児童虐待に関する教職員向け研修, 情報交換等を行う。	○	○	○	○	○
2-3-1	「人権の花」運動指定校	毎年1校を指定, 人権の花の育成を通して, 人権意識の高揚を図る。	○	○	○	○	○
2-3-2	市人権同和教育研修会	人権教育の充実を図り, 同和問題をはじめとする人権問題についての正しい知識と理解の推進を図る。	○	○	○	○	○
2-3-3	P T A, 家庭教育学級, 高齢者学級, 女性団体等での啓発	各種社会教育学級等における人権同和教育の推進を図る。	○	○	○	○	○
2-3-4	各種人権・同和教育研修会への参加	県・地区人権同和教育研修会への出席を奨励し, 旅費を補助する。	○	○	○	○	○
2-5-1	学校応援団の活用	学校応援団の地域人材を授業に活用しながら児童生徒に地域の良さを体感させる。	○	○	○	○	○
2-7-1	学校給食の管理, 運営体制の整備	運営委員会・給食担当者会等を開催し, 適正な学校給食の管理・運営体制の整備を図る。	○	○	○	○	○
2-7-2	学校給食費負担軽減補助金	子育て世代への経済的支援を図るとともに, 子どもたちが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。	○	○	○	○	○
2-7-3	給食定例会の実施	調理業務委託会社と様々な問題点等を協議しながら, より効率的な学校給食運営の推進を図る。	○	○	○	○	○
2-7-4	安全, 清潔な設備, 機器の整備	学校給食衛生管理基準に基づいた調理場内の衛生管理点検の実施及び計画的な機器の整備を図る。	○	○	○	○	○
2-7-5	物品修繕費	劣化状況などの実態把握に努めながら, 調理機器等の長期利用および適正な機能維持を図る。	○	○	○	○	○
2-7-6	施設修繕費	老朽化が進んでいる各調理場について, 今後の給食センターの方向性を見据えた修繕を実施する。	○	○	○	○	○
2-7-7	栄養教諭等研修会	給食業務に関する情報交換や先進地視察等の研修を行い, 資質向上を図る。	○	○	○	○	○
2-8-1	小学校陸上記録会	高学年児童を対象に, 県の共通種目及び市独自に設定する種目の記録の向上を目指す。	○	○	○	○	○
2-8-2	「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業における第9期推進校	末吉中(H31～R2)における保健体育科授業力の向上及び運動習慣の形成を図り, 生徒の体力向上を目指す。	○	×	×	×	×
2-8-3	「体力アップチャレンジかごしま」への積極的な参加	県教委保健体育課の指定する種目に学級や学年等で取り組み, 楽しみながら他校と競い合って記録を伸ばし体力の向上を図る。	○	○	○	○	○
2-8-4	「たくましい“かごしまっ子”育成推進プラン」の活用	各小中学校において, 児童生徒の体力向上に関する全体計画を策定し, 運用する。	○	○	○	○	○
2-8-5	全国体力・運動能力, 運動習慣等調査	各小中学校が, 児童生徒の体力の状況を把握して課題を見出し, それに応じた体力向上策を推進する。	○	○	○	○	○
2-8-6	「体力ナビ」の活用	児童生徒個人の体力の状況を把握するために, 各人のデータをナビに入力し, 年間を通した伸びを見取る。	○	○	○	○	○
2-8-7	一校一運動の推進	各小中学校全学年児童生徒が取り組める運動種目を設定し, 体育科授業や学校行事等において積極的に取り組んでいく。	○	○	○	○	○
2-9-1	養護教諭等研修会	各学校の保健・健康に関する業務についての情報交換や先進地視察等の研修を行い, 資質の向上を図る。	○	○	○	○	○

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
2-9-2	定期健康診断	児童生徒の疾病状況を把握するとともに、治療勧告を行い、健康的な生活習慣、態度を育成する。	○	○	○	○	○
2-9-3	むし歯治療率の向上	現在約 58%であるむし歯治療率を、児童生徒や保護者への啓発、具体的な指導等を通して 70%を目標に向上させる。	○	○	○	○	○
2-9-4	交通事故 0 月間	7 月と 12 月における取組を通して、事故防止に努めるとともに、危機意識を高める。	○	○	○	○	○
2-9-5	水難事故防止強調期間	夏季休業中における水難事故を防ぐために、危険箇所や水辺の過ごし方について周知するとともに、救命救急法等の研修を行う。	○	○	○	○	○
2-9-6	水難事故防止対策連絡会	関係諸機関が連携し、水難事故防止に努める。	○	○	○	○	○
2-9-7	交通事故防止対策連絡会	関係諸機関が連携し、交通事故防止に努める。	○	○	○	○	○
2-9-8	毎月の安全点検の実施と結果情報の共有及び事後処置の確認	各学校において、教職員による施設・設備点検を行い、修繕や教育委員会総務課へ連絡をする。	○	○	○	○	○

3 学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の整備

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
3-1-1	地域が育む「かごしまの教育」県民週間	11 月の第 1 週に自由参観授業など多くの市民に学校を参観してもらい、学校教育の理解を深める。	○	○	○	○	○
3-1-2	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)	地域住民等が一定の権限と責任をもって、学校運営に参加し、協働して学校運営の改善・充実を図る。	×	○	○	○	○
3-2-1	教育事務所計画学校訪問	教育事務所の計画訪問の指導をもとに、学校経営の充実を図る。	○	○	○	○	○
3-2-2	市教委学校訪問	教育事務所計画学校訪問校を除く全ての学校を計画的に訪問し、学校経営の充実を図る。	○	○	○	○	○
3-2-3	校長研修会・教頭研修会	喫緊の課題や各学校の課題についての情報交換等を通して、学校運営の充実に資する。	○	○	○	○	○
3-2-4	生徒指導主任等研修会	生徒指導に関する情報交換等を通して、各学校の生徒指導の充実に資する。	○	○	○	○	○
3-2-5	教務主任等研修会	教育課程編成や教務主任としての留意点等の情報交換を通して、教務主任としての資質の向上を図る。	○	○	○	○	○
3-3-1	曾於市 ICT 教育研修会	教職員が、ICTに関する最新の知見や実践を学べる機会を確保する。	○	○	○	○	○
3-3-2	フレッシュ研修	初任者が配置されている学校と連携し、初任者の資質向上に資する。	○	○	○	○	○
3-3-3	経験者研修	5 年経験者に対する研修(ステップアップ研修)及び 10 年経験以上の中堅教諭等に対する研修(パワーアップ研修)により資質の向上を図る。	○	○	○	○	○
3-3-4	地区教育論文募集	地区教育論文への応募を推進し、教職員の資質の向上を図る。	○	○	○	○	○
3-3-5	県総合教育センター、視聴覚センター、総合体育センター等の活用	県の教育機関が実施する研修への参加を周知し、知識・技能の向上に資する。	○	○	○	○	○
3-3-6	新任校長研修会	県教委の実施する新任校長研修会に参加させ、新任校長の資質向上を図る。	○	○	○	○	○
3-3-7	新任教頭研修会	県教委の実施する新任教頭研修会に参加させ、新任教頭の資質向上を図る。	○	○	○	○	○
3-3-8	経験者教頭研修会	県教委の実施する教頭 4 年目の経験者教頭研修会に参加させ、教頭のより一層の資質向上を図る。	○	○	○	○	○
3-3-9	市管理職自主研修会	年 1 回、校長・教頭を対象とした講演会を開催し、資質の向上を図る。	○	○	○	○	○

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
3-3-10	教職員研修補助金	教職員の研修会への参加を支援するため、旅費等の一部を補助する。	○	○	○	○	○
3-3-11	教科・領域等部会補助金	教科・領域等の部会を充実させるため、運営費や冊子等の作成に補助する。	○	○	○	○	○
3-3-12	校内研修会講師招へい補助	校内研修の充実のため、講師招へいの費用を補助する。	○	○	○	○	○
3-3-13	市教育講演会	年1回、市内全教職員を対象に実施し、資質の向上に資する。	○	○	○	○	○
3-5-1	特色ある学校づくり補助金	潤いに満ち、常に夢実現にチャレンジする心豊かな教育の向上に資する「特色ある学校づくり」を推進する。	○	○	○	○	○
3-5-2	集団宿泊学習補助金	集団宿泊学習による学習活動を支援する。	○	○	○	○	○
3-5-3	各種大会出場費補助金	スポーツ及び芸術文化活動の振興並びに各種大会に出場する生徒の費用の負担軽減を図る。	○	○	○	○	○
3-5-4	市報、HPでの周知	市報や市のホームページ、FM放送等で周知する。	○	○	○	○	○
3-5-5	奨学生選考事務及び貸与事務の適性化	奨学生選考を年に2回行い、貸与事務の適正化を図る。	○	○	○	○	○
3-5-6	市税等収納向上対策委員会での連絡調整及び情報の共有	情報の共有を行い、適正な貸与を行う。	○	○	○	○	○
3-5-7	未納者、連帯保証人への催告の実施	収納状況を確認し、未納者・連帯保証人への催告を行い、返還が滞ることのないようにする。	○	○	○	○	○
3-5-8	未納者への訪問徴収の実施	催告に応じなかった場合、未納者への訪問徴収を実施し、返還が滞ることのないようにする。	○	○	○	○	○
3-5-9	分納相談の実施	返還方法の相談に対応する。	○	○	○	○	○
3-6-1	小学校施設修繕	学校施設の修繕により、安全で教育に適した環境を整備する。	○	○	○	○	○
3-6-2	小学校校舎便所洋式化工事	和式便所を洋式へ改修し、児童や利用者の利便性向上を図る。	○	○	○	○	○
3-6-3	中学校施設修繕	学校施設の修繕により、安全で教育に適した環境を整備する。	○	○	○	○	○
3-6-4	小学校費	安全で教育に適した小学校の環境を整備する。	○	○	○	○	○
3-6-5	中学校費	安全で教育に適した中学校の環境を整備する。	○	○	○	○	○
3-6-6	教室床改修工事	学校のフローリング床の改修を行う。	○	○	○	○	○
3-6-7	教職員住宅管理費	教育関係職員の福利厚生施設として設置・整備する。	○	○	○	○	○
3-6-8	学校施設の耐震化	校舎・屋内運動場の耐震化を進める。	○	○	○	○	○
3-7-1	電子黒板の有効活用の推進	電子黒板を活用した、授業のための環境整備を行う。	○	○	○	○	○
3-7-2	ICT関連機器の機能維持	ICT機器等を整備・維持することで、多様な学習方法を支援する。	○	○	○	○	○
3-8-1	曾於市中学校スクールバス活用事業	スクールバスの利用によって、通学手段の確保を図る。	○	○	○	○	○
3-8-2	制服等購入費補助事業	新入生の制服等の購入にあたり、保護者負担を軽減する。	○	○	○	○	○
3-8-3	遠距離通学費補助事業	通学費の補助によって遠距離通学生の経済的負担を軽減する。	○	○	○	○	○
3-8-4	資格取得支援事業	就職に有利な資格取得に係る受験費用の一部を補助することにより、就職機会の拡充に資する。	○	○	○	○	○
3-8-5	大学等進学祝金贈呈事業	生徒の学習意欲を高め、有能な人材を輩出・育成する。	○	○	○	○	○
3-8-6	部活動活性化支援事業	部活動の強化及び活性化により、曾於高等学校のイメージアップを図る。	○	○	○	○	○
3-8-7	全国大会等出場支援事業	大会出場経費の一部を助成することによって、保護者の経済的負担を軽減する。	○	○	○	○	○
3-8-8	広報支援事業	広報活動の充実により、曾於高等学校のイメージアップ及び地域振興を図る。	○	○	○	○	○

4 地域全体で取り組む教育の推進

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
4-1-1	イン・リーダー研修会	地域の子ども会活動の活性化を図ることを目的とする。	○	○	○	○	○
4-1-2	青少年育成市民会議	青少年問題の重要性に鑑み、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全育成を図る。	○	○	○	○	○
4-1-3	青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。	○	○	○	○	○
4-1-4	校外生活指導連絡会	児童生徒の健全な育成を図るために各学校、PTAの補導部門の連携を密にし、情報交換並びに指導上の問題点を協議し、校外における生活指導の充実を図る。	○	○	○	○	○
4-2-1	学校応援団推進プロジェクト	地域本部活動の充実、支援ボランティアの拡大、各種団体への広報啓発等を行う。	○	○	○	○	○
4-3-1	市P連のつどいの開催	年1回12月に開催する。	○	○	○	○	○
4-3-2	市女性大会の開催、充実	年1回開催する。	○	○	○	○	○
4-3-3	高齢者学級の開設、充実	新たな知識、技術を学ぶとともに、仲間作りや異なる世代との交流を通して、豊かな人生を送ることを目的とする。各地区公民館月1回開催する。	○	○	○	○	○
4-3-4	放課後子ども教室の設置	岩川小学校に設置する。	○	○	○	○	○
4-3-5	そお元気だそお事業の充実	公民館活動の活性化を図るために校区公民館に対し補助金を交付し、明るく住みよい活気に満ちた地域づくりを推進することを目的とする。	○	○	○	○	○
4-4-1	家庭教育学級説明会の開催	年1回、市教頭研修会で説明する。	○	○	○	○	○
4-4-2	家庭教育学級の開設と充実	小学校20学級、中学校3学級、園等で7学級程度開設する。	○	○	○	○	○
4-4-3	家庭教育講演会の開催	年1回開催する。	○	○	○	○	○
4-5-1	子どもフェスタの開催	青少年の主張、リーダー研修生報告、イベント。	○	○	○	○	○
4-5-2	弥五郎サミット交流会の実施	都城市立富吉小学校児童と岩川小学校児童が弥五郎どんを通して文化交流を図り、相互の親睦と友情を深める。年1回実施する。	○	○	○	○	○
4-5-3	青少年リーダー研修の実施	たくましく、やさしい心をもったリーダーの育成を目的とした研修を実施。屋久島研修。	○	○	○	○	○
4-5-4	チャレンジ・ザ・日本―「富士登山」研修事業の実施	小学生・中学生・高校生に、日本一の山、富士登山の体験や文化施設等の参観により、心身ともにたくましく常に夢実現にチャレンジする青少年の育成を図る。	○	○	○	○	○
4-5-5	子ども議会の実施	「曾於市子ども議会」で模擬議会を経験することにより、議会への理解と市政への興味・関心を持ち、次代を担う青少年の育成を図る。年1回実施。	○	○	○	○	○
4-5-6	青少年国際交流事業の実施	青少年海外派遣事業（シアトル）、イングリッシュキャンプを実施する。	○	○	○	○	○
4-5-7	「青少年育成の日」の啓発	広報誌、FM放送等を通じて啓発を行う。	○	○	○	○	○

5 とともに学び触れ合い、自己実現を可能にする生涯学習の推進

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
5-1-1	曾於市総合大学の充実	多様化する住民ニーズに対応した専門的な講座や趣味等の充実を図る。	○	○	○	○	○
5-1-2	曾於市まちづくり行政情報出前講座の開設	行政に対する市民の理解と積極的参加を目的として、市民等による自主的な学習会へ市職員等を派遣する。	○	○	○	○	○
5-1-3	校区生涯学習推進大会の開催	生涯学習によるまちづくりのため、学んだ成果を発表する場を創造する。	○	○	○	○	○
5-2-1	自主学習グループ等の育成	生涯学習講座から自主学習グループへの移行を図るための育成を行う。	○	○	○	○	○
5-2-2	各種学習団体の活動支援	自主的な学習グループへの相談体制の充実を図る。	○	○	○	○	○
5-3-1	はじめての絵本事業の実施	3歳に達する子どもに絵本の配布を行う。	○	○	○	○	○
5-3-2	図書館祭り等の開催	図書館の利用促進のため、図書館祭りを実施する。	○	○	○	○	○
5-3-3	読書感想文コンクールの実施	市内の小中学校から募集する。	○	○	○	○	○
5-3-4	各読書活動ボランティア団体の活動支援	積極的に活動しやすい体制づくりを支援する。	○	○	○	○	○
5-3-5	図書館協議会の開催	協議会を開催する。	○	○	○	○	○
5-3-6	図書館だよりの発行	図書館だよりの市報「そお」への掲載を行う。	○	○	○	○	○

6 郷土の伝統・文化の伝承と地域に根ざした芸術文化活動の充実

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
6-1-1	文化財の保存・保護事業	各文化財の標柱・案内板の設置、取替及び史跡の清掃・整備を行う。	○	○	○	○	○
6-1-2	文化財情報提供事業	市ホームページ、史跡案内パンフレット、報告書の刊行などによる地域住民への文化財愛護思想の普及を図る。	○	○	○	○	○
6-1-3	歴史民俗資料館の充実と活用促進	収蔵品の充実及び保管、広報活動の充実を図る。	○	○	○	○	○
6-1-4	埋蔵文化財の発掘調査及び整理作業	市内遺跡の継続的発掘調査及び整理作業を行う。	○	○	○	○	○
6-2-1	民俗芸能保存団体活動支援事業	無形民俗文化財の保存及び後継者育成の活動支援を行う。	○	○	○	○	○
6-4-1	発表の場の提供	市民祭等での発表機会を提供する。	○	○	○	○	○
6-4-2	一般財団法人まちづくり曾於との連携	自主文化事業開催業務の委託を行う。	○	○	○	○	○
6-5-1	吉井淳二記念展の開催	洋画作品の募集展示、ジュニア作品展示を行う。	○	○	○	○	○
6-5-2	親子絵画教室、中・高生絵画教室、成人絵画教室	絵画教室を支援する。	○	○	○	○	○
6-5-3	陶芸教室、作品展の支援	陶芸協会の作品展を支援する。	○	○	○	○	○
6-5-4	各合唱団、市民楽団の支援	合唱団、市民楽団の活動を支援する。	○	○	○	○	○
6-5-5	演奏活動の支援	吹奏楽連盟の活動を支援する。	○	○	○	○	○
6-5-6	各太鼓グループの育成	各太鼓グループの人材育成を支援する。	○	○	○	○	○

7 健康で活力あふれた生涯スポーツの推進

事業 CD	事業名	内容	事業年度				
			R2	R3	R4	R5	R6
7-1-1	健康づくり駅伝大会	駅伝イベントを開催する。	○	○	○	○	○
7-1-2	カヌー大会・カヌー教室	カヌースプリント、ドラゴンボート競技大会を開催する。	○	○	○	○	○

第5編
教育施策の
実現に向けて

※このページは白紙です

1 教育委員会の活性化

教育委員会制度については、教育委員長と教育長の間で責任の所在が不明確であることなどの課題を踏まえ、平成 26 年 6 月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、新教育委員会制度がスタートしました。

新しい制度では、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員会を代表する委員長と事務局を指揮監督する教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)の設置や、教育委員による新教育長へのチェック機能の強化のほか、市長による、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)の策定、市長と教育委員会による総合教育会議の設置などが設けられ、曾於市においても、平成 27 年度に、曾於市教育に関する大綱が策定されるとともに、毎年度、総合教育会議を開催しております。

曾於市教育委員会では、これまで、教育委員会の会議の透明性を高めるために、教育委員会の会議を原則公開とすることや、会議録をホームページ等で公開しています。

また、学校訪問を定期的に行うことにより学校現場の意見を聴取、さらには、PTA 会員等との意見交換会などを行うことで、適切な情報収集をすることに努めていきます。

また、教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きいことから、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に、優秀な人材を育成していきます。

(1) 委員会運営の充実

教育課題の増大や市民ニーズの多様化に対応するために、定例会、臨時会等の会議の充実を図るとともに、委員が会議において活発に議論し、迅速かつ適切に意思決定できるよう情報の収集及び提供に努めます。

(2) 委員活動・研修活動の充実

ア 教育委員会を構成する委員が、自らの重要な責任を自覚するとともに、その職務遂行に必要な知識を得られるようにするため、委員の研修の充実に努めます。

イ 委員自らが教育現場の状況(実態)や課題を把握し、教育情報の収集や活用に努めます。

(3) 教育委員会活動に係る自己点検・評価の実施

自主研修会等において、自己点検・評価に係る調査検討を図ります。

(4) 事務局機能の充実

事務事業を迅速かつ円滑に推進するため、事務局各課との調整及び連携の強化を図るとともに、事務局職員として資質の向上を図るために職員研修を充実します。

2 教育行政の透明性の確保と情報発信

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、また、特定の見方や教育理論の過度の重視など偏りが生じないようにする必要があることから、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要となっています。

このため、教育行政への住民の参加を保障するため、教育委員会における会議の公開に努め、情報公開など情報発信を充実強化し、開かれた教育委員会を促進する必要があります。

(1) 教育委員会の会議の公開

教育委員会の会議の開催日時や議案等の情報を市民に対し積極的に告知し、曾於市教育委員会会議規則第7条の規定により教育委員会の会議を公開します。

(2) 事務事業に係る自己評価・外部評価の実施と公表

主要な施策や事務事業の取組状況に係る内部点検・評価及び外部評価を実施することによって、課題や取組の方向性を明らかにし、効果的な教育行政を推進します。また、市報やホームページ等で公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を目指します。

(3) 広報活動の充実

諸施策・事業の実施状況等について積極的に情報発信を行います。

(4) 教育行政相談の充実

保護者や地域住民の意見、要望、苦情等に対応する窓口を設置し、寄せられた意見、要望、苦情等に対し迅速に対応するとともに、教育委員会の会議に報告します。

3 市民参加による計画の推進

教育は、本市の将来を担う人材の育成であり、本市の「まちづくり」の観点からも重要な分野です。

教育改革は、教育委員会、学校だけでなく、家庭、地域との連携と協働が必要です。このため、市民一人一人に、本市の教育振興計画の内容を周知、徹底し、市民の「参画」と「協働」による推進を図って参ります。

4 市長部局との連携と教育予算の充実

教育委員会制度改革により市長が主宰する総合教育会議が設置されました。

会議では、教育に係る大綱のほか、予算の調整、執行や条例提案など市長の権限に係る事項が協議の対象となり、教育の条件整備など重要な教育施策の方向性、方針を示しております。

このことは、市長部局との連携を密にし、教育環境整備、地域文化の振興や文化財の保護、体力づくりなど教育施策実現、充実に資すると考えられます。市長部局とより緊密な連携を図り、全庁的な連携体制を構築し、積極的な取組をしなければなりません。

また、計画の推進に当たっては、教育委員会、行政、学校だけではなく、関係機関・団体の協力を得なければなりません。

5 計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に推進するためには、事業の点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

そのため、実施した施策について、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルにより適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行い、かつ、市民に公表し、市民の意見等の把握・反映に努め、次年度以降の進行管理を行います。

また、必要に応じて個別の「実施計画」を策定するとともに、新たに生じた課題への対応や評価の結果に基づく改善のために、計画期間の途中においても、必要に応じて見直しを行います。



※このページは白紙です

資料編

※このページは白紙です

曾於市教育振興審議会設置要綱

平成 22 年 3 月 31 日教育委員会告示第 1 号

曾於市教育振興審議会設置要綱

(設置)

第 1 条 教育行政における新たな課題及び重要事項に取り組み、本市における公教育の振興と充実を図るため、曾於市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、曾於市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の事項について調査・審議し、その結果を教育委員会に提言するものとする。

- (1) 曾於市教育振興基本計画の変更（後期事業計画の策定を含む。）に関すること。
- (2) 曾於市学校規模適正化計画の変更（第 2 次計画の策定を含む。）並びに市立学校の適正規模、適正配置及び通学区域に関すること。
- (3) 市立学校整備計画等教育環境の整備に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、教育の基本的方向や具体的な教育振興ビジョンに関することで、教育委員会が特に必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) P T A 関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

6 教育委員会の関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(調整会議)

第7条 審議会に、調整会議を置き、次の事項を処理する。

(1) 第2条に掲げる所掌事務について、審議会に諮る前に必要な調整を図ること。

(2) 会議で委任された事項について調整を図り、決定すること。

2 調整会議は、会長、副会長及び審議会であらかじめ指名された委員2人で構成する。

3 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

4 会長は、教育長及び教育委員会関係課長を調整会議に出席させ、その意見を聞かなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議及び会議結果の公開に関し必要な事項は、曾於市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成19年曾於市告示第20号)に定めるところによる。

(謝金)

第9条 委員に、予算の範囲内で謝金を支給する。

(審議会への協力)

第10条 教育委員会事務局の各所属は、審議会の事務の遂行に当たり積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、教育委員会総務課において処理する。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(曾於市教育振興基本計画策定委員会設置要綱及び曾於市学校規模適正化検討委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 曾於市教育振興基本計画策定委員会設置要綱(平成21年曾於市教育委員会告示第2号)

(2) 曾於市学校規模適正化検討委員会設置要綱(平成21年曾於市教育委員会告示第3号)

曾於市教育振興審議会委員名簿

No.	所 属	役 職	氏 名
1	財部南小学校	市P T A連絡協議会会長	藤 清道
2	社会教育委員	社会教育委員	吉永 辰美
3	大隅南小学校	校 長	大山 浩治
4	末吉中学校	校 長	龍 義文
5	曾於高等学校	校 長	黒木 哲二
6	しゃらこども園	副 園 長	藤本 久代
7	民生委員児童委員	主任児童委員	牧之瀬良子
8	南九州大学	教 授	早川 純子

◎印は会長，○印は副会長を示す

曾於市教育振興基本計画（前期）の策定経過

平成22年3月 教育振興基本計画（前期）策定（平成22年4月～平成27年3月）

平成27年4月 教育振興基本計画（後期）策定（平成27年4月～平成31年3月）

令和元年

6月21日	総合教育会議	教育振興基本計画の策定について
8月8日	定例教育委員会	教育振興審議会委員の選任について
8月8日	数値目標検証	前計画の検証と課題抽出
8月21日	第1回策定会議開催	教育振興基本計画骨子案について
9月10日	定例教育委員会	教育振興基本計画の策定について諮問
10月7日	第1回教育振興審議会	委員委嘱，諮問，スケジュール等
10月7日	アンケート調査実施	市内小・中・高全教職員，社会教育団体
10月30日	第2回策定会議開催	教育振興基本計画案について
10月9日	定例教育委員会	策定状況中間報告
11月25日	第2回教育振興審議会	教育振興基本計画案について
12月10日	定例教育委員会	策定状況中間報告

令和2年

1月9日	各計画の確認	庁内各課作成の計画との整合性を確認
1月16日	第3回教育振興審議会	計画案決定し教育長へ答申
1月17日	定例教育委員会	答申を受けパブリックコメント実施を承認
1月20日～2月20日	【32日間】	パブリックコメント（意見無し）
3月9日	総合教育会議	曾於市教育大綱決定
3月9日	定例教育委員会	曾於市教育振興基本計画決定
4月	施行・公表	

曾於市立小・中学校児童生徒数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小 学 校	末吉小学校	594	615	627	620	636	621	600	546	541	548	533	524	509	496
	櫛小学校	37	44	47	42	40	36	36	32	38	39	37	32	31	29
	高岡小学校	8	13	9	14	12	11	10	9	8	5	6	5	7	8
	岩北小学校	16	17	17	17	20	19	15	12	9	9	9	8	12	16
	岩南小学校	16	12	10	9	11	17	15	24	22	23	22	18	17	13
	諏訪小学校	89	84	80	72	66	60	69	74	77	77	72	68	55	49
	光神小学校	17	19	18	18	13	16	14	14	14	15	17	15	16	15
	深川小学校	47	46	46	46	37	36	33	34	35	35	35	38	40	43
	柳迫小学校	37	41	42	57	68	78	79	78	86	82	81	72	68	65
	岩川小学校	274	285	263	257	281	286	302	279	280	292	260	262	243	224
	菅牟田小学校	8	8	7	7	6	10	13	13	14	14	15	13	14	12
	笠木小学校	31	31	34	24	23	28	30	33	34	37	39	35	34	29
	大隅北小学校	41	37	34	34	30	35	26	30	30	32	29	28	30	32
	恒吉小学校	16	19	19	15	17	18	19	16	14	17	17	17	16	15
	大隅南小学校	12	12	10	11	11	11	10	9	9	10	11	12	12	10
	月野小学校	62	47	46	44	47	49	50	57	62	61	56	50	47	41
	財部小学校	313	303	305	309	325	299	298	290	277	271	241	249	249	227
	財部北小学校	14	15	15	15	17	16	12	13	14	12	10	8	11	8
	財部南小学校	28	22	23	24	22	27	30	27	26	22	21	17	19	19
中谷小学校	13	12	11	9	9	11	8	8	10	8	9	9	9	9	
小学校計	1,673	1,682	1,663	1,644	1,691	1,684	1,669	1,598	1,600	1,609	1,520	1,480	1,439	1,360	
中 学 校	末吉中学校	502	477	431	435	434	442	448	444	442	430	432	430	421	391
	大隅中学校	272	240	258	232	220	193	177	180	190	184	212	221	241	225
	財部中学校	232	224	195	190	172	165	173	187	195	182	185	165	166	153
	中学校計	1,006	941	884	857	826	800	798	811	827	796	829	816	828	769
合計	2,679	2,623	2,547	2,501	2,517	2,484	2,467	2,409	2,427	2,405	2,349	2,296	2,267	2,129	

注1 平成24年度から令和元年度は各5月1日現在の実績値です。

2 令和2年度以降は、各5月1日現在の推計値です。

3 南之郷中学校、財部北中学校、財部南中学校はそれぞれ末吉中学校及び財部中学校に編入統合されました。

曾於市立小・中学校学級数の推移

学校名		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
小 学 校	末吉小学校	19	20	20	19	19	19	19	17	17	18	18	18	17	17	
	櫛小学校	4	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	3	3	3	
	高岡小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	
	岩北小学校	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	
	岩南小学校	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	
	諏訪小学校	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	
	光神小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	深川小学校	6	4	4	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	4	
	柳迫小学校	4	4	4	4	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	岩川小学校	10	11	11	10	9	11	11	10	10	11	11	12	11	9	
	菅牟田小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	
	笠木小学校	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	
	大隅北小学校	5	3	4	4	4	4	3	3	4	4	3	4	4	4	
	恒吉小学校	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	大隅南小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	月野小学校	6	5	5	5	5	4	5	5	6	6	6	6	6	6	
	財部小学校	12	12	12	12	13	11	11	11	11	11	11	11	11	10	8
	財部北小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	2
	財部南小学校	3	3	4	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3	3	4
中谷小学校	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
小学校計	105	104	106	104	105	103	103	100	101	103	102	101	97	93		
中 学 校	末吉中学校	14	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	
	大隅中学校	8	7	8	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	財部中学校	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	
	中学校計	29	26	26	25	25	24	24	24	24	24	24	23	23	22	
合計	134	130	132	129	130	127	127	124	125	127	126	124	120	115		

注1 平成24年度から令和元年度は各5月1日現在の実績値です。

2 令和2年度以降は、各5月1日現在の推計値です。

3 南之郷中学校、財部北中学校、財部南中学校はそれぞれ末吉中学校及び財部中学校に編入統合されました。

用語解説

英字

CEFR

Common European Framework of Reference for Languages の略。セフアール。個人の言語習熟度を測るための指標。A1 から C2 まで 6 段階のレベルが設定されており、「仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる」「聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる」など、各レベルで「何ができるか」を示している。

ICT

Information and Communication Technology の略。日本語の意味は「情報通信技術」。ICT は、IT (Information Technology) の異称として使われる。

ICT 教育

パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法のこと。

ICT 支援員

学校における教育の情報化推進の実務的な支援をする人物のこと。教師の ICT 機器操作の補助や、ICT を活用した授業の打ち合わせなどを行う。

Is 値

Seismic Index of Structure (耐震指標)。建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などといった耐震性能に大きく関わる要素を総合的に判断する指標となる。

NPO

Non Profit Organization (非営利組織) の略。営利を目的とせず、政府からも自立し、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称。

PTA

Parent Teacher Association の略。父母と教師の会。子どもの福祉と教育効果の向上を目的とし、父母・教師が相互に協力して学校単位に組織された団体。

SNS

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

あ行

アンダーアチーバー

心理学で、健康・性格・環境などに原因があって、知能水準から期待される力よりはるかに低い学業成績を示す者をいう。

一校一運動

各学校において学校や地域の特色を生かし教育活動全体の中に位置付けられた体力向上に向けてのシンボリックな取組。

インクルーシブ教育

障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。平成 23 年 7 月に成立した改正障害者基本法で盛り込まれた。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

か行

ガイド学習

間接指導の効率化を図るために考え出された小集団学習の形態で、ガイド役の児童が教師の指導の下に立てた学習進行計画によってリードしながら、共同で学習する方法。

核家族

ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。家族の基礎単位とされる。

学習指導要領

文部科学省が学校教育法施行規則に基づいて告示する、小・中・高等学校などが編成する教育課程の基準。それぞれの学校で行われる教科の指導内容について、詳細に定めている。およそ 10 年ごとに刷新され、現行のものと対比させて新指導要領と呼ばれる。

鹿児島学習定着度調査

県教育委員会が本県の小中学生の基礎的・基本的な知識・技能、思考力、判断力、表現力等に関する学力状況を把握するために実施する調査のこと。調査は、小学校第 5 学年と中学校第 1、2 学年の全児童生徒を対象に小学校が国語、社会、算数、理科、中学校が国語、社会、数学、理科、英語で実施される。

かごしま教員育成指標

学校現場において、新学習指導要領の実施に向けた教員の資質向上が求められる状況や、ベテランから若手へのノウハウの伝達が困難となっている状況を始めとするさまざまな教育課題を踏まえ、平成28年11月教育公務員特例法が改正された。同法では、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、地域の実情に応じ、校長及び教員としての資質の向上を図るための「指標」を定めることが義務づけられ、本県においても、大学関係者を含む関係機関の委員による協議会を実施し、県の特性や実情に応じた指標を平成29年12月に策定している。

学校活動支援員

児童生徒の学習指導に関する支援や要支援児の日常生活や健康・安全確保に関する介助支援を中心として業務にあたりるとともに、当該学校及び学級の運営を円滑にするために配置している市費の会計年度任用職員のこと。

家庭学習 60・90 運動

県が提唱する、学力向上に向けて小学校では60分間、中学校では90分間の家庭学習時間における目安。日常生活を営む上で必要な「読み・書き・計算」や考える力を身に付けるためには、何よりも日頃の学ぶ意欲や学習する態度が大切であり、学校の授業だけでなく、家庭学習が重要としている。

家庭教育学級

保護者が家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもへの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の共通の問題を、一定期間にわたって、計画的に、継続して学習する場。

キャリア教育

一人一人の将来の社会的・職業的自立に向けて、基盤となる必要な能力や態度を育てる教育のこと。

限界集落

65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭や田んぼ・生活道路の管理など、社会的な共同生活の維持が困難な状況にある集落のこと。機能を失った集落は消滅に向かうとされる。

公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン

平成31年1月25日に文科省より公開された。限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効

果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。時間外勤務(残業)の上限を原則「月45時間、年360時間」とされている。

心の教室相談員

児・童・生徒が学校での悩みを、親や教師に代わって相談する第三者の立場の人をいう。地域の人材を活用した非常勤職員が多い。

子ども会

地域社会などを単位に組織される子どもたちの集団、またはその活動の総称。校外での学習やレクリエーション・社会奉仕などを通して、子どもたちの自主的、創造的成長を目的とする。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となり特色ある学校づくりを進めていくことができる。

さ行

シチズンシップ教育

市民としての資質・能力を育成するための教育。他人を尊重すること、個人の権利と責任、人種・文化の多様性の価値など、社会の中で円滑な人間関係を維持するために必要な能力を身につけさせるもの。

習熟度別指導

児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童生徒の実態によって、学習内容の習熟の程度に応じた少人数における指導方法や体制のこと。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの1年生が、①集団行動を取ることができない、②授業中に座っていることができない、③先生の話聞くことができないなど学校生活になじめない状態が続くこと。

少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

小児生活習慣病

小児にみられる高血圧症・糖尿病・高脂血症、動脈硬化症などの生活習慣病。成人の病気とされていたものが子どもにも増えていることからつけられた名称。動物性脂肪の摂り過ぎなどの偏った食事や運動不足・ストレスなどが原因とされる。

情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。情報倫理。

食育

食に関する教育。食料の生産方法やバランスのよい摂取方法、食品の選び方、食卓や食器などの食環境を整える方法、に食に関する文化など、広い視野から食について教育すること。

スクールカウンセラー

教育機関において、児童生徒の不登校や、校内外での様々な問題行動の対応に当たって、高度な専門的知識をもって、心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境である家族、友人、学校、地域等に働きかけ、福祉的なアプローチによって支援する専門職のこと。

ステップアップ研修

5年経験者研修。在職期間が5年を超えた教諭に対し、学習指導、生徒指導及び専門的な研修を行うことにより、資質の向上と新たな意識の高揚を図るもの。

性的マイノリティー

同性愛者・両性愛者・性同一性障害者などのこと。性的少数者。セクシュアルマイノリティー。

セーフティネット

安全網と訳される。リスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組みをいう。

全国学力・学習状況調査

全国の児童生徒の学力や学習状況を把握するために実施する調査のこと。調査は、小学校第6学年と中学校第3学年の児童生徒を対象に、国語、算数・数学の2教科と隔年で理科や中学校においては英語が実施される。

第2次耐震診断

昭和56年以前の旧耐震基準により建築された複数の学校施設建物について優先度調査（第2次診断等の実施に係る順位付けを行ったもの）の結果に基づき、個別の建物の耐震性能を柱や壁の断面形状、鉄筋量の詳細材料強度などから算定する詳細な診断方法（構造耐震指標 Is 値）を用い、評価診断する調査のこと。

体カナビ

県内の児童生徒の体力向上を目指した取組の一つとして、児童生徒が自分自身の体力を把握するための体力診断プログラム。県教育委員会が提供している。自分の体力・運動能力調査の記録を種目ごとに入力すると、全国平均値や県平均値と比較した個票を作成することができる。

中1ギャップ

中学校入学後に、学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、不登校やいじめが増加する現象。ギャップ（大きなずれ）には2つあり、1つは、小学校では少なかった問題行動が、中学校に入ると急増するという、現象としてのギャップ、もう1つは、学校の制度や指導の方法が大きく変化するという環境のギャップである。中1ギャップの問題行動の多くは、中学生になって新しい友人・人間関係が築けなかったり、学習や部活動についていけなかったりすることをきっかけに、本人が自信を失い、不安や不満を募らせることが原因ではないかと考えられている。

超スマート社会（Society5.0）

「Society5.0」とは、日本政府による科学技術政策の基本指針のひとつで、科学技術基本法に基づき、2016年から5年ごとに改定されている「第5期科学技術基本計画」で登場したキャッチフレーズ。内閣府によると「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」と定義される。

ティーム・ティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力しながら指導計画を立て、指導する形態のこと。チームの教員の一人一人が特性を最大限に生かした体制であり、単に同じ場所に複数の教員が配置されているということではない。

デジタル教科書

電子教科書。電子化された教科書データ。パソコンやタブレット型端末などにデータを取り

込んで利用する。文章と画像に加えて、音声や映像などの情報を盛り込むことができる。また、教室の電子黒板や他の生徒の電子教科書を、無線 LAN などのネットワークで接続することにより、電子黒板の内容を個々の端末に表示したり、各生徒の解答を教室全体で検討したりできる。

電子黒板

電子技術を導入した黒板やホワイトボードの総称。字や絵の書き込み、その電子的な記録、事前に記録しておいた字や絵の表示、情報機器と連動した複雑な操作や表示などが可能。電子情報ボード。電子ホワイトボード。

な行

ニュースポーツ

サッカーやバスケットボールのようなある程度の練習を必要とし、競争原理の強くはたらく近代スポーツとは別の、誰でも気軽にすぐに楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称。日本独自の表現で、近代スポーツに代わる「新しいスポーツ」という意味。

ネット依存

インターネット（スマートフォンを含む）の使用を自分の意志でコントロールできない状態のこと。インターネット依存症の略で、インターネット中毒やネット中毒、ケータイ依存、スマホ依存などもほぼ同義である。

は行

パワーアップ研修

中堅教諭等資質向上研修。教育公務員特例法第 24 条の規定に基づき、教諭に対し、個々の能力や適性等に応じた研修、中堅教諭等としての専門性に関する研修等を実施し、資質の向上を図るもの。

フレッシュ研修

初任校研修。新任教員及び任用 2 年目、3 年目の教員に対し、教育公務員特例法第 21 条及び第 23 条の規定や「かごしま教員育成指標」及び「鹿児島県教員等研修計画」に示された方針に基づき、現職研修の一環として、新規採用後の 3 年間の研修を実施し、教員としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を得させるとともに、地域の一員としての自覚を確立する。

プログラミング教育

令和 2 年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータープログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼いころからプログラムの世界に触れ、IT に強い人材を育成する狙いがある。

閉架書庫

図書館や図書室で、利用者を書庫に入れず、請求によってその図書だけ渡す仕組み。

ま行

ミドルリーダー

校長・教頭の下で、教職員集団をとりまとめる主幹教諭および主任教諭をいう。

ら行

レファレンスサービス

図書館が行なう利用者サービスの一つで、必要とする文献や参考図書についての問い合わせに応じたり、検索に協力したりする。

わ行

わたり・ずらし

「わたり」とは、直接指導と間接指導の組合せにしたがい、一方の学年から他方の学年へ交互に移動して直接的な指導をすること。この学年間を「わたり歩く」教師の動きを「わたり」と位置付けている。ただ教師が移動しても学習者の方には直接には関係なく、その時の課題に集中していることが大切である。また「ずらし」とは、2 つの学年を交互にわたり歩いて、直接指導と間接指導の内容を充実させ、学習活動を無理なく、効率的に行うようにするためには、どうしても指導段階を学年別に「ずらした組合せ」が必要になる。この組み合わせを「ずらし」という。